

第2期 神奈川県スポーツ推進計画

「エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン」

令和8年3月

目 次

I 計画策定の考え方

1	スポーツの意義	3
2	スポーツの効果	4
3	計画における「スポーツ」の捉え方	5
4	第2期計画策定の背景	6
5	計画の位置付け	7
6	計画の目標年度	8

II スポーツを取り巻く現状と課題

1	社会の動向	9
2	国の動向	15
3	本県のスポーツ資源・特色	16

III 第1期計画の総合的評価

1	第1期計画の目標年度	17
2	第1期計画の基本目標	17
3	数値目標の達成状況	18
4	施策の目標の達成状況	20
5	まとめ	28

IV スポーツ推進の展望

1	基本目標（目標年度：2040（令和22）年度）	30
2	数値目標（目標年度：2030（令和12）年度）	31

V スポーツ推進の施策展開

1	施策展開に当たっての視点	33
2	スポーツ推進の施策・事業体系	34
3	スポーツ推進に向けた施策・事業	36
	視点1 誰もが生涯を通じて親しめるスポーツ活動の推進	36
	視点2 スポーツ活動を上げる環境づくりの推進	47
	視点3 スポーツの持つ力による地域活性化	53
	視点4 スポーツを通じた共生社会の実現	56
4	施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項	59

Ⅵ 関係資料

1 本県におけるスポーツの状況	60
-----------------	----

Ⅶ 参考資料

1 用語解説・索引（50音順）	77
2 計画の改定経過	82
3 神奈川県スポーツ推進条例（平成29年神奈川県条例第3号）	83
4 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）	86

この計画では、「県」、「本県」を次の意味で使用しています。

「県」：地方公共団体としての神奈川県をいいます。

「本県」：地方公共団体としての神奈川県だけでなく、県民や県土などを含む県全体をいいます。

I 計画策定の考え方

1 スポーツの意義

スポーツは、「世界共通の人類の文化」であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利です。

また、スポーツは、心身の健康の保持増進や青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力の創造など、生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

スポーツを通じて「楽しさ」や「喜び」を得ることで、人々の生活や心をより豊かにする「スポーツそのものが有する価値」に加えて、「人と人をつなぐ力」や「新しいコミュニティを創出する力」があり、地域活性化や共生社会の実現など、社会的な課題の解決にも寄与することができます。

このようなことから、県民の誰もがスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、また、スポーツにより「あつまる」「つながる」ことで、県民のウェルビーイングの向上に寄与するよう、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

ウェルビーイング

2025（令和7）年9月1日に施行された改正スポーツ基本法は、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、ウェルビーイングといった多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現を図るために改正されました。

このウェルビーイングという言葉は、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のことです。

1948（昭和23）年4月7日に発効された、世界保健機関（WHO）憲章の前文において、健康を定義する文章の中で、「well-being」という言葉が使われています。

スポーツの持つ多様な意義や効果は、ウェルビーイングの向上にも寄与するものです。

2 スポーツの効果

スポーツがもたらす効果として、「身体的・精神的な効果」、「教育的な効果」、「社会的・経済的な効果」の大きく3つを挙げることができます。

(1) 身体的・精神的な効果

スポーツは、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、健康及び体力の保持増進の効果はもちろん、爽快感や達成感、他者との連帯感など、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらします。

人生100歳時代を迎える中で、スポーツは、未病の改善や、健康寿命の延伸など、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、いのち輝く活力に満ちた健康長寿社会の実現に不可欠です。

(2) 教育的な効果

スポーツは、体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものです。

国際オリンピック委員会（I O C）も、オリンピックの教育的価値として、努力から得られる喜び、フェアプレー、他者への敬意、卓越性の追求、体と頭と心のバランスを掲げており、スポーツが教育の一環として重要な役割を担うとしています。

いじめや暴力行為、不登校など、子どもたちを取り巻く様々な課題がある中で、スポーツの持つ教育的な効果により、こうした課題が改善されていくことも期待されています。

(3) 社会的・経済的な効果

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものです。

人種、性別、年齢、障がいの程度等にかかわらず、誰もがスポーツを通じて相互の交流やコミュニケーションを深めていくことで、お互いの理解が促進され、ともに生きる社会の実現にもつながります。

また、スポーツは、社会に活力を生み出し、経済の発展に広く寄与するものです。

スポーツ参画人口の増加等に伴うマーケット拡大など、直接的なスポーツ産業の発展だけでなく、様々な健康問題が生じている中、スポーツを行うことで、医療・介護費抑制等の効果も期待できます。

3 計画における「スポーツ」の捉え方

神奈川県スポーツ推進条例（以下「条例」という。）では、「スポーツ」を「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動（レクリエーションとして行われる身体活動、ウォーキングその他の軽度の身体活動を含む。）」と定義しています。

このことから、本計画では、「スポーツ」をルールや決まりに基づいて活動する陸上競技や球技、武道等だけではなく、体操、ダンス、レクリエーションとして行われる身体活動や、ウォーキング等の軽度の運動も含むものとしています。

また、具体的な施策の記述に当たっては、例えば、子どもの遊び・運動や、高齢者の運動習慣の確立など、よりイメージしやすいよう、「遊び」や「運動」といった言葉も用いています。

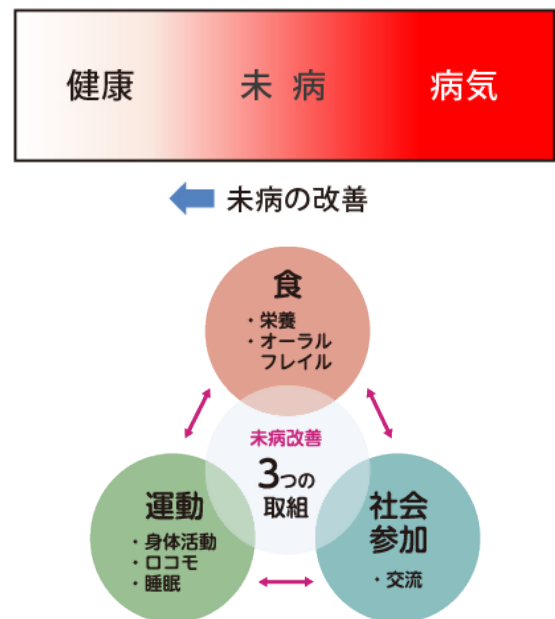
「未病を改善する」取組

県では、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念を「未病」としています。

日常生活において、「未病改善」により、心身をより健康な状態に近づけていくことが重要になります。

「未病改善」については、「食・運動・社会参加」の3つの取組を柱としており、スポーツを通じた健康増進を推進しています。

全ての県民が健康寿命を伸ばし、高齢になっても誰もが生き生きと健康に暮らし、長生きできる社会を実現することを目指し、「未病を改善する」取組を進めていきます。



4 第2期計画策定の背景

県では、2017（平成29）年3月に、県全体で確実にスポーツの推進を図り、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる地域社会を実現していくため、県民をはじめ、市町村やスポーツ団体等と連携・協働し、スポーツを推進するよう、県が総合的かつ計画的に取り組む施策を示した神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン」（以下「第1期計画」という。）を策定し、施策・事業を進めてきました。

この間、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）、ねりんピックかながわ2022といった大規模スポーツ大会が開催され、国内外のトップアスリートの活躍に直接触れることで子どもたちが夢や希望を育み、県民がスポーツへの関心を高めるなど、競技力向上をはじめとしたスポーツの推進につながるとともに、国内外からの誘客による地域経済の活性化など様々な効果をもたらしました。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により多くのスポーツ施策・事業を休止せざるを得なくなるなど、第1期計画で定めた目標の進捗が思うように進まなかったものもあり、引き続き必要な施策を展開していくことが求められています。

さらに、2025（令和7）年9月に、14年振りにスポーツ基本法が大幅に改正され、スポーツによる地域振興の推進や共生社会の実現といった基本理念の追加をはじめ、中学校等の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保、スポーツを行う者に対する暴力、性的な言動、盗撮、インターネット上の誹謗中傷等の防止等の規定が追加されました。

そこで、こうした状況を踏まえ、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の実情及び特色を踏まえたスポーツの推進に関する計画として、第2期神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン」（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

【神奈川県スポーツ推進計画等の経過】

	年度	平成													令和											
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
県	条例												神奈川県スポーツ推進条例 平成29年3月～													
	計画	神奈川県 スポーツ振興指針 平成16年12月策定					神奈川県 スポーツ振興指針 平成23年12月改定					神奈川県 スポーツ推進計画 平成29年3月策定					神奈川県 スポーツ推進計画 令和5年3月見直し			第2期神奈川県 スポーツ推進計画 令和8年3月策定						
	組織	教育局スポーツ課 平成17年4月～				教育局生涯学習部スポーツ課 平成22年4月～					スポーツ局スポーツ課 平成28年4月～						文化スポーツ観光局スポーツ課 令和6年4月～									

国	法律	スポーツ振興法 昭和36年6月～					スポーツ基本法 平成23年8月～										改正スポーツ基本法 令和7年9月改正									
	計画	スポーツ振興基本計画 平成18年9月～					スポーツ基本計画 平成24年3月～					第2期スポーツ基本計画 平成29年3月～					第3期スポーツ基本計画 令和4年3月～									
	組織	文部科学省 平成13年1月～										スポーツ庁 平成27年10月～														

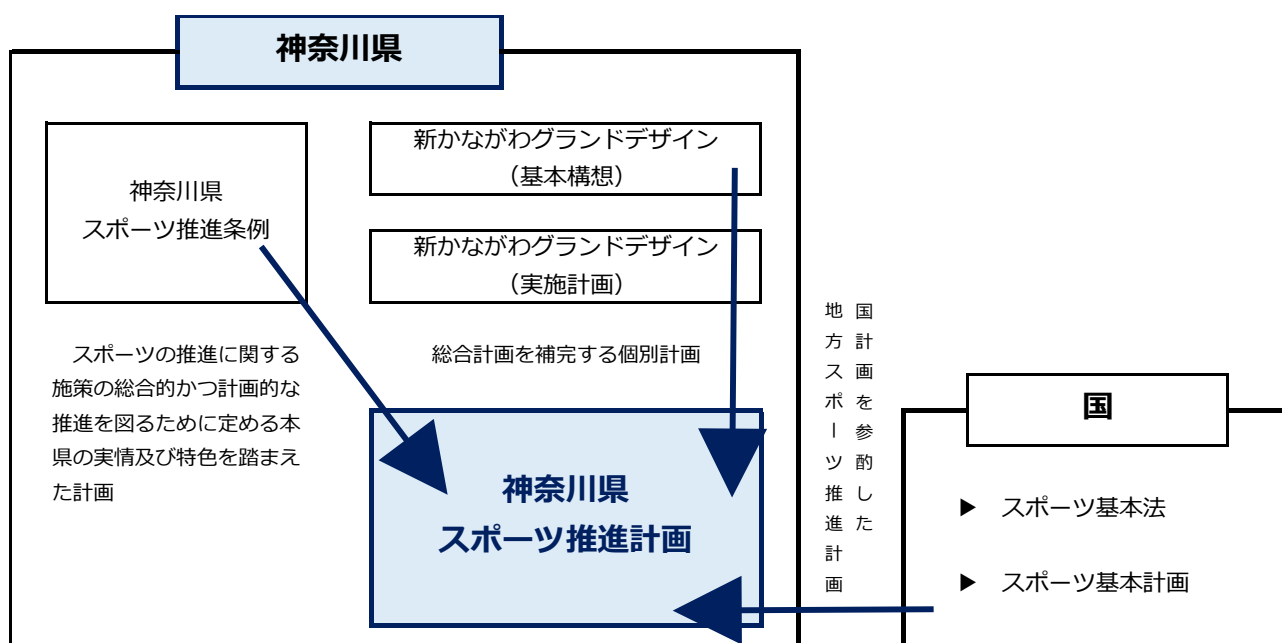
5 計画の位置付け

第2期計画は、条例第5条第1項の規定に基づく「推進計画」として、これからの県としてのスポーツ推進の目指す姿や、2040（令和22）年度を目標年度とした取組を示したものであり、県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する個別計画です。

また、スポーツ基本法第十条第一項の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」でもあり、国のスポーツ基本計画を参酌するとともに、神奈川県スポーツ推進審議会をはじめ、県民、市町村、スポーツ団体等から幅広く御意見をいただき、策定しました。

なお、政策の立案・企画・実施に当たっては、「ジェンダー」「ともに生きる（ともいき）」「当事者目線」の視点を「3つの主流化」として、いつも意識しながら、施策に取り組みます。

【神奈川県スポーツ推進計画体系図】



神奈川県スポーツ推進審議会

スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項につき知事又は神奈川県教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するための機関です。

6 計画の目標年度

計画全体 **2040（令和22）年度**

当面取り組む施策 **2030（令和12）年度**

計画全体の目標年度については、新かながわランドデザイン基本構想に合わせ、2040（令和22）年度までの15年間とします。

また、当面取り組む施策の目標年度については、社会経済状況などスポーツを取り巻く環境の変化に的確に対応した計画とするため、2030（令和12）年度までの5年間とします。

新かながわランドデザイン（2024（令和6）年3月策定）

基本構想 目標年次：2040（令和22）年

実施計画 計画期間：2024（令和6）年度～2027（令和9）年度



スポーツツーリズムPR素材（ハイキング・トレッキング）〈県西地域周辺の里山コース〉

Ⅱ スポーツを取り巻く現状と課題

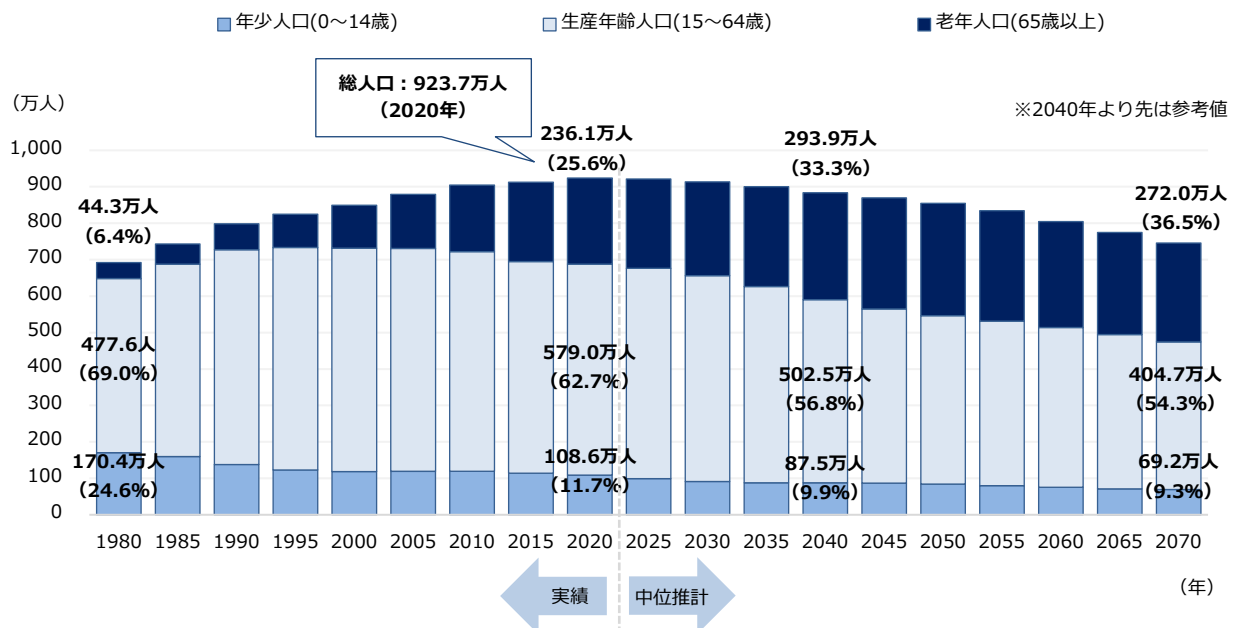
1 社会の動向

(1) 少子化の進行と超高齢社会の加速

現 状

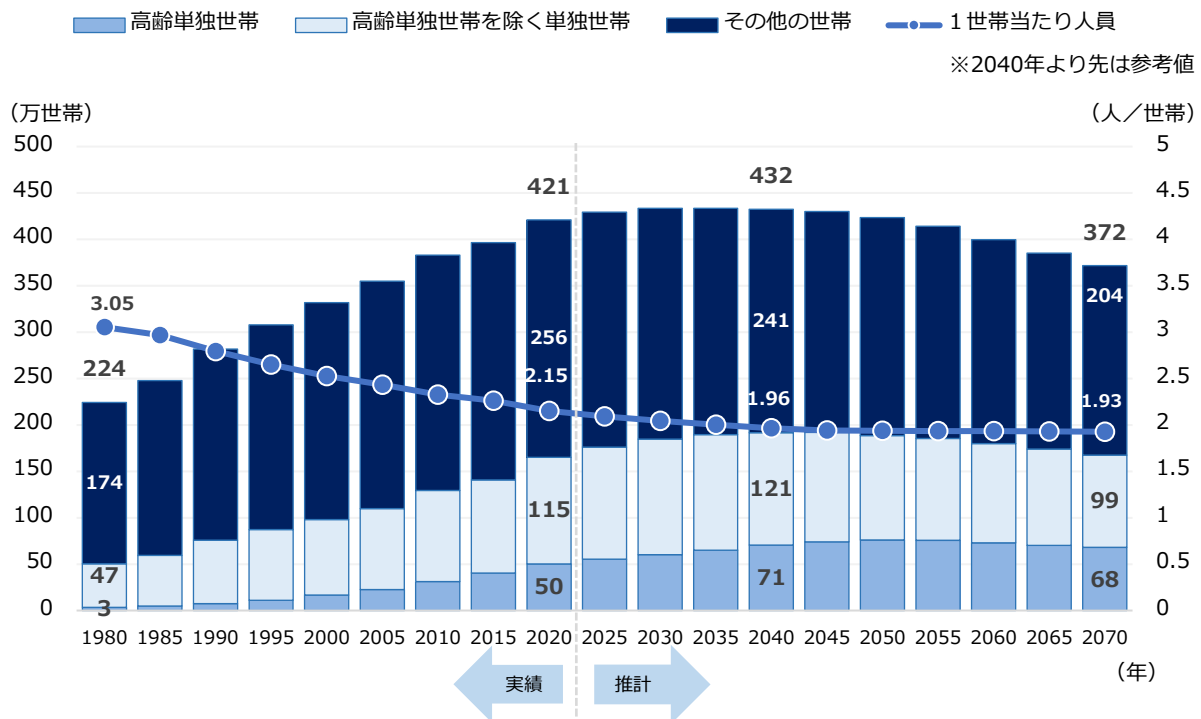
- 本県の総人口は、2020（令和2）年にピークを迎え（923.7万人）、今後は、少子化の進行、高齢化の加速が続くことが見込まれます。
- 年少人口（0～14歳）は、2020（令和2）年は108.6万人でしたが、2040（令和22）年には87.5万人と、21.1万人の減少が見込まれています。
- 老年人口（65歳以上）は、2020（令和2）年は236.1万人でしたが、2040（令和22）年には293.9万人となり、本県の総人口に占める割合は、この20年間で4人に1人から3人に1人にまで増加することが見込まれています。
- また、県内世帯数の推計によると、生活上のリスクが懸念される単独世帯が増加し、特に一人暮らしの高齢者の世帯は、2020（令和2）年は50万世帯でしたが、2040（令和22）年には71万世帯と大幅な増加が見込まれています。

（図表1）神奈川の年齢3区分別の人口推計（中位推計）



出典 | 神奈川県 | 新かながわランドデザイン基本構想（2024年3月策定）

（図表 2）神奈川の世帯の将来推計



出典 | 神奈川県 | 新かながわランドデザイン基本構想（2024年3月策定）

課 題

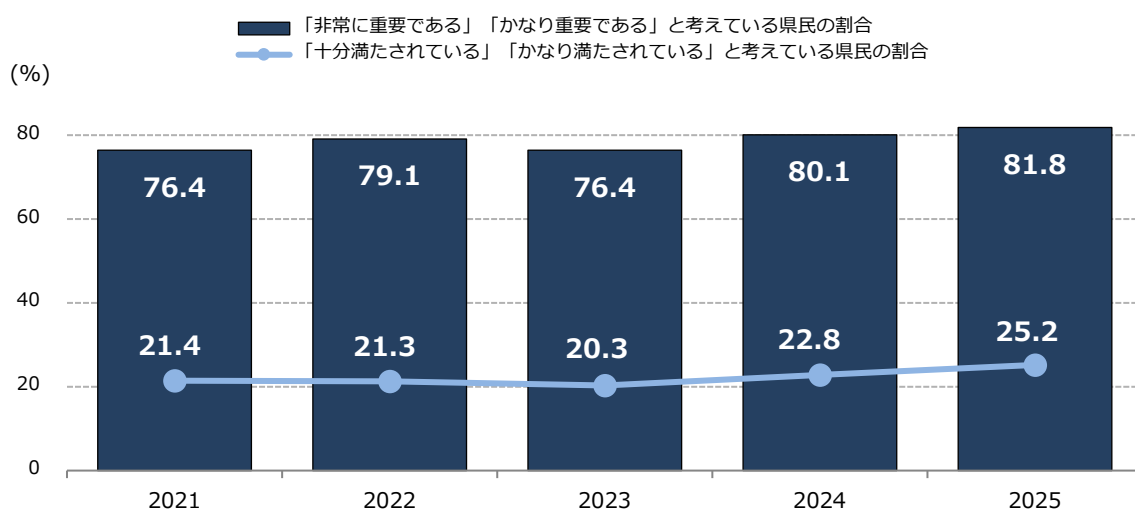
- これから急激に少子化が進むと、児童・生徒数の減少により、学校の部活動が成り立たなくなるなど、子どものスポーツに関わる機会の減少が懸念されます。
- スポーツを通じて心身ともにたくましい子どもの育成や高齢者の健康の保持増進により、健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会を築くことが重要です。
- 一人暮らしの高齢者の世帯が増加することによって、地域内での交流の減少や日常生活を送る上での関係性の希薄化など地域コミュニティの低下が懸念されるため、スポーツを通じて社会とのつながりを深め、「社会の絆」の重要性を見直す必要があります。

(2) ゆとりと豊かさを求める県民と生活の状況

現 状

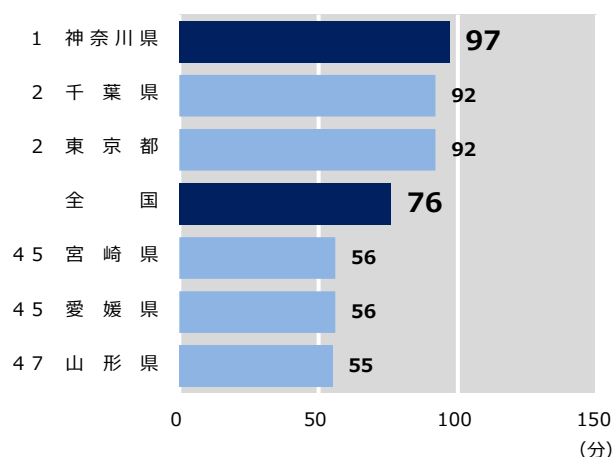
- 県の「県民ニーズ調査」によると、ゆとりある生活が重要であるとする県民は毎年8割近くいる一方で、実際に「満足した生活」を過ごせている県民は約2割にとどまっています。
- 総務省の「社会生活基本調査」によると、神奈川県民は全国の中で最も通勤・通学時間の平均が長く、睡眠時間の平均が短いという結果が出ています。

(図表3) 自由な時間や休日が多く、ゆとりある生活ができること

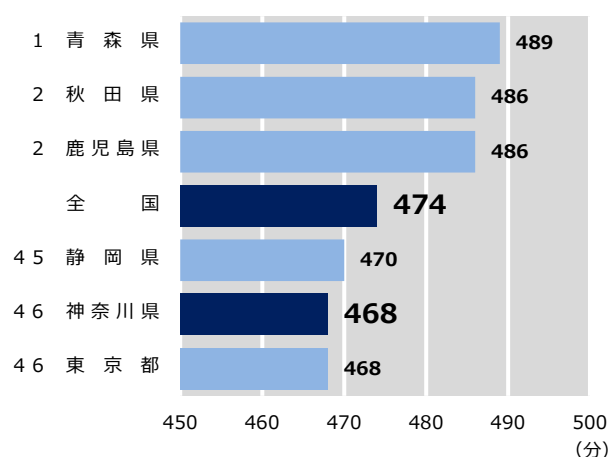


出典 | 神奈川県 | 県民ニーズ調査を基にスポーツ課作成 | 2021-2025

(図表4) 通勤・通学時間の平均



(図表5) 睡眠時間の平均



出典 | 総務省 | 社会生活基本調査を基にスポーツ課作成 | 2021

課 題

- スポーツは、心の豊かさや充実感をもたらしてくれるもののひとつとして重要な役割を担っているため、忙しい日常の中においても、生活の一部として、すきま時間等にスポーツを取り入れ、生活の満足度を高めることが重要です。

(3) 生活習慣病の増加

現 状

- 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、県内の生活習慣病通院者率は2001（平成13）年から2022（令和4）年までの間に約1.9倍上昇しています。

（図表6）県内の生活習慣病通院者率



出典 | 厚生労働省 | 国民生活基礎調査を基にスポーツ課作成 | 2001-2022

課 題

- 子どもから高齢者までスポーツの習慣化を促し、生活習慣の改善を図ることによって、未病を改善し、健康で活力のある社会を築くことが重要です。

身体活動と死亡リスク

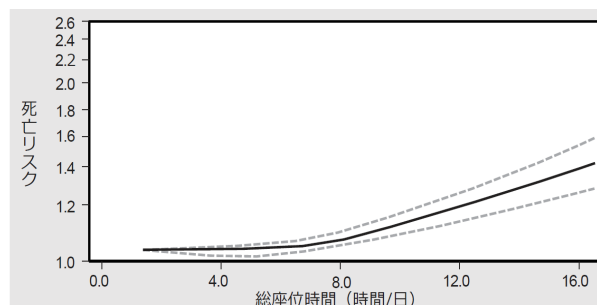
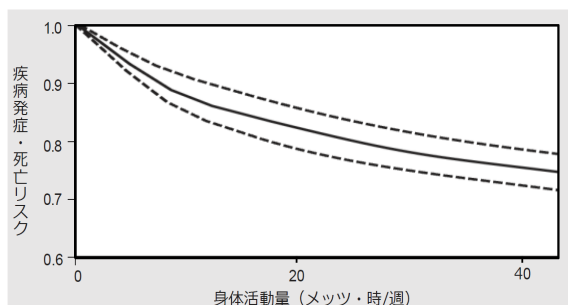
厚生労働省が2024（令和6）年1月にまとめた「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」では、対象者別（成人、子ども、高齢者）の身体活動・運動の推奨事項及び身体活動に係る参考情報がまとめられています。

その中で、成人は1日約8,000歩以上、高齢者は約6,000歩以上歩くことや、その歩行と同等以上の強度の身体活動を行うことが推奨されています。

成人の科学的根拠としては、身体活動と生活習慣病発症や死亡リスクの間には、身体活動量が多いほど、疾患発症や死亡リスクが低いという関係がみられるとされています（参考図1）。

また、座位時間と死亡リスクの関係を検討した34件のコホート研究のメタ分析では、座位時間の増加に伴い死亡リスクが増加することが報告されており（参考図2）、立位困難な人も、じっとしている時間が長くなりすぎないように、少しでも体を動かすことを推奨しています。

（参考図1）身体活動量と生活習慣病発症・死亡リスクとの関係 （参考図2）座位時間と死亡リスクとの関係



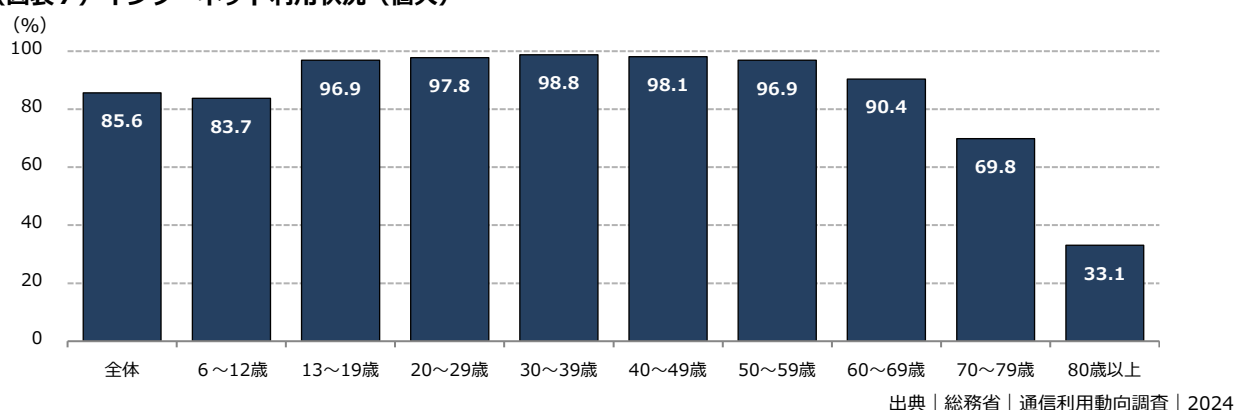
出典 | 厚生労働省 | 健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023 | 2023

(4) デジタル化の加速

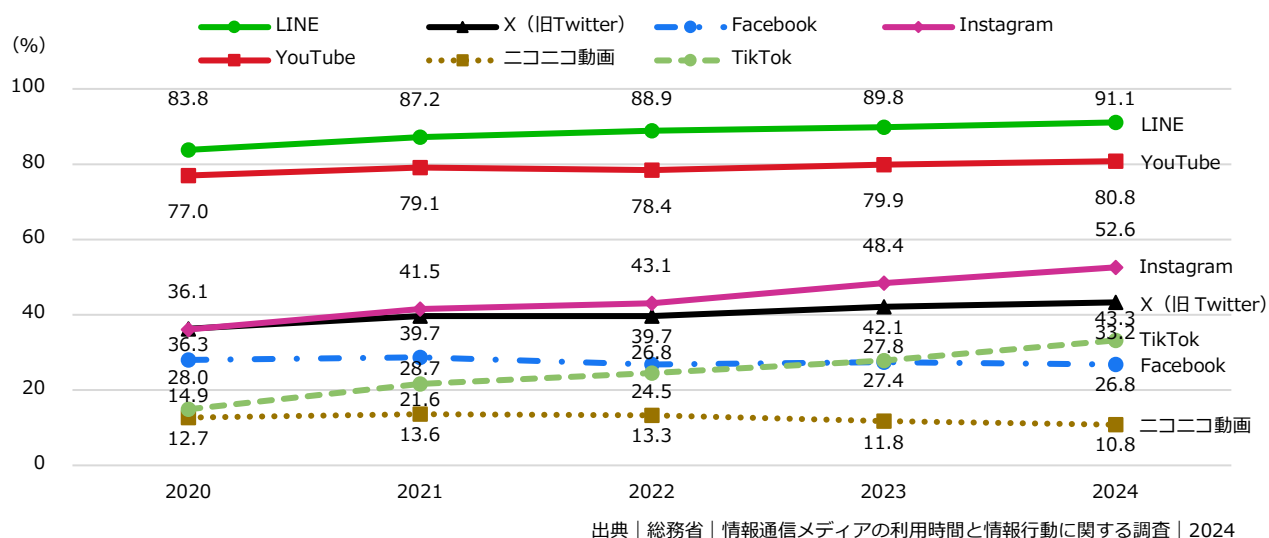
現 状

- 総務省の「通信利用動向調査」によると、個人のインターネット利用者の割合は、2024（令和6）年には、13～69歳の各年齢階層で9割を超えており、誰もが手軽にネットワークにつながるこのことができる社会になっています。
- また、総務省の「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」によると、LINEやYouTubeの利用率は8割を超え、InstagramやX（旧Twitter）等の利用率も増加しています。

（図表7）インターネット利用状況（個人）



（図表8）主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率



課 題

- デジタル化が加速する中で、こうした環境を活用し、動画やSNS等の多様な情報メディアによる情報発信を進めることが重要です。
- 今後は、デジタル技術を活用することで、多様な手段でのトレーニングや、「みる」スポーツの普及など、様々な形でスポーツを「する」「みる」「ささえる」の可能性が広がると考えられることから、国の施策も勘案しながらスポーツ団体等と連携してデジタル技術を活用したスポーツの機会の充実を図る必要があります。

(5) 共生社会の実現に向けた動き

現 状

- 県は、津久井やまゆり園事件をきっかけに、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定（2016（平成28）年10月）し、また、当事者目線の障がい福祉の推進を図るため、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行（2023（令和5）年4月）しました。
- 新かながわグランドデザイン実施計画において、政策の立案・企画・実施に当たっては、「ジェンダー」「ともに生きる（ともいき）」「当事者目線」の視点を「3つの主流化」として常に意識することを示しました。
- スポーツにおいても、条例に基づき、県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを行い、観覧し、及び支える「かながわパラスポーツ」の普及に取り組んでいます。

共生社会の実現に向けた動きと3つの主流化

共生社会の実現に向けた動き

- 【平成】
28年7月 津久井やまゆり園事件
10月 「ともに生きる社会かながわ憲章」策定
- ▼
- 【令和】
5年4月 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」施行
- 6年3月 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」策定

3つの主流化

政策の立案・企画・実施に当たっての視点

- ジェンダー
- とともに生きる（ともいき）
- 当事者目線

※新かながわグランドデザイン実施計画
（2024（令和6）年3月）

ともに生きる社会かながわ憲章

- ー 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- ー 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- ー 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- ー 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

課 題

- 県の共生社会の実現に向けた動きや3つの主流化を踏まえ、県民誰もが、各々の関心、適性等に応じてスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することができるよう、スポーツを通じた共生社会の実現に取り組む必要があります。

2 国の動向

第2期計画では、国の動向も踏まえる必要があります。

(1) スポーツ基本法改正

2011（平成23）年のスポーツ基本法の制定から14年が経過し、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

そのような中で、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、ウェルビーイングといった多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現を図るために、2025（令和7）年9月にスポーツ基本法が改正されました。

(2) 第3期スポーツ基本計画

国は、2022（令和4）年3月、東京2020大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、第3期スポーツ基本計画を策定しました。

国の計画は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度を計画期間としており、第2期計画で定めた中長期的な基本方針を踏襲しつつ、その実現に向けて、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」という新たな3つの視点を踏まえた総合的かつ計画的に取り組む12の施策が盛り込まれています。

総合的かつ計画的に取り組む12の施策

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ① 多様な主体におけるスポーツの機会創出 | ② スポーツ界におけるDXの推進 |
| ③ 国際競技力の向上 | ④ スポーツの国際交流・協力 |
| ⑤ スポーツによる健康増進 | ⑥ スポーツの成長産業化 |
| ⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり | ⑧ スポーツを通じた共生社会の実現 |
| ⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化 | ⑩ スポーツの推進に不可欠なハード、ソフト、人材 |
| ⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保 | ⑫ スポーツ・インテグリティの確保 |

3 本県のスポーツ資源・特色

本県は、海、山、川、湖等の豊かな自然環境や歴史・文化等の魅力にあふれた地域であり、首都圏という巨大で多様なニーズを持つ消費地を抱えているため、様々なスポーツ資源に恵まれています。

例えば、県内には、様々な競技で多数のトップチームが集積しており、スポーツを通じて、地域活性化や共生社会の実現等の社会的な課題を解決するため、市町村、スポーツ団体、企業等が情報を共有し、連携する場として県が設置している「かながわスポーツ・プラットフォーム」にも多くのスポーツチームが登録しています。

また、東京2020大会から新たに追加されたスケートボードやBMX、スポーツクライミング等のアーバンスポーツや、サーフィン等のマリンスポーツも盛んに行われています。

施設面においても、県立スポーツセンターや都市公園内のスポーツ施設だけでなく、数多くの民間施設が設置されています。

競技面から見ても、球技や陸上競技ができる施設のほか、ボート、カヌー、射撃、スポーツクライミングといった、様々な競技ができるスポーツ施設が整備されています。



スポーツツーリズムPR素材（BMX）
＜鵜沼海浜公園スケートパーク＞



スポーツツーリズムPR素材（スポーツクライミング）
＜はだの丹沢クライミングパーク＞



スポーツツーリズムPR素材（カヌー）
＜県立宮ヶ瀬湖カヌー場＞



＜県立伊勢原射撃場＞

Ⅲ 第1期計画の総合的評価

2017（平成29）年度から2025（令和7）年度までの9年間の取組の総合的な評価を行いました。

1 第1期計画の目標年度

計画全体	2025（令和7）年度
当面取り組む施策	2022（令和4）年度 ※当初2020（平成32）年度

2017（平成29）年3月に策定した第1期計画は、計画全体の目標年度を、かながわグランドデザイン基本構想に合わせ、2025（平成37）年度とし、当面取り組む施策の目標年度は、東京2020大会の開催や、「ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進かながわアクションプログラム」に合わせ、当初、2020（平成32）年度としていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京2020大会が延期されるとともに、2022（令和4）年3月に策定された国の第3期スポーツ基本計画を反映させるため、見直し時期を2022（令和4）年度に変更しました。

2 第1期計画の基本目標

- ① 誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現
- ② スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現

2017（平成29）年3月の第1期計画策定時には、誰もが年齢や障がいの有無にかかわらず、それぞれの興味・関心、目的、体力や年齢、自分の運動機能等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指すため、基本目標①を設定しました。

また、2023（令和5）年3月の見直し時に、スポーツが持つ「人と人をつなぐ力」や「新しいコミュニティを創出する力」を活用した地域課題の解決に向けて、スポーツの持つ力による地域活性化や共生社会の実現を目指すため、基本目標②を追加しました。

3 数値目標の達成状況

2025（令和7）年度に向けたスポーツ推進の指標として、「成人のスポーツ実施率」、「子どものスポーツ実施率」及び「障がい者のスポーツ実施率」の3つの数値目標を設定しました。

なお、達成状況は、直近の最新値である2024（令和6年）年度の数値で確認しました。

(1) 成人のスポーツ実施率

- 各項目とも目標を達成することはできませんでした。
- 「令和6年度県民の体力・スポーツに関する調査」によると、成人の週1回以上のスポーツ実施率は46.6%、週3回以上は20.0%であり、策定時（2015（平成27）年度）から増加しました。
- 一方で、スポーツ非実施率は30.6%で、策定時（2015（平成27）年度）から増加しており、実施率よりも非実施率の増加が大きく、スポーツをする人、しない人の二極化が進んでいます。

	平成27年度 (策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度	達成状況
週1回以上	42.2%	70%	46.6%	未達
週3回以上	18.0%	35%	20.0%	未達
非実施	24.3%	0%	30.6%	未達

出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2024

(2) 子どものスポーツ実施率

- 各項目とも目標を達成することはできませんでした。
- 「令和6年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査」によると、子どもの週3回以上のスポーツ実施率は45.0%であり、策定時（2015（平成27）年度）からやや減少しました。
- 一方で、スポーツ非実施率は14.6%で、策定時（2015（平成27）年度）から増加しています。

	平成27年度 (策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度	達成状況
週3回以上	46.6%	55%	45.0%	未達
非実施	12.0%	7%	14.6%	未達

出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査 | 2024

(3) 障がい者のスポーツ実施率

- 目標を達成することはできませんでした。
 - 「令和6年度障害者のスポーツに関する調査」によると、障がい者の週1回以上のスポーツ実施率は34.5%であり、策定時（2022（令和4）年度）のスポーツ庁「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」に基づく全国の数値と比べると、高くなっています。
- ※本数値目標は、2023（令和5）年3月の第1期計画の見直し時に設定しました。

	令和4年度 (見直し時)	令和7年度 (目標)	令和6年度	達成状況
週1回以上	31% (参考値)	40%	34.5%	未達

出典 | 神奈川県 | 障害者のスポーツに関する調査 | 2024

令和4年度はスポーツ庁「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」に基づく参考値

4 施策の目標の達成状況

※「達成度の指標」は、施策の目標の進捗状況や達成の度合いを具体的に測るための数値として示したものです。

視点1 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進

1 楽しみながら行うスポーツへのきっかけづくり

施策の目標	幼児期の運動習慣の定着を図ります
達成度の指標	小学1年生の週3回以上のスポーツ実施率 (策定時) 男子：31.0%・女子：21.4% (2015) (見直し時) 男子：41.8%・女子：36.6% (2021) (現 状) 男子：38.0%・女子：26.3% (2024)
施策の目標	幼児期の体力向上を図ります
達成度の指標	小学1年生の児童生徒体力・運動能力調査の合計得点の平均値 (策定時) 男子：28.67点・女子：28.72点 (2015) (見直し時) 男子：28.98点・女子：28.93点 (2021) (現 状) 男子：28.55点・女子：28.42点 (2024)

(成果と課題)

- 家庭での遊び・運動の推進の取組として、1歳半～2歳児向けと3～6歳児向け「親子ふれあい体操リーフレット」を作成し市町村に配布したほか、親子で外遊びやミニボウリング等が楽しめる「ファミリー・コミュニケーション・フェスティバル」を開催し、幼児期からの運動習慣づくりの各市町村への波及や、親子が一緒に遊びや運動に親しめる場の創出に取り組みました。
- 地域での遊び・運動の推進の取組として、総合型地域スポーツクラブを活用した「県民スポーツ月間」関連イベントの開催や、幼稚園や保育所と連携した「親子ふれあい体操教室」の実施など、地域と連携して幼児たちが自発的に体を動かし、遊びやスポーツをする機会を提供しました。
- このほか、県内各地の団体や教室等へ指導者を派遣することにより、親子や高齢者がともに参加できるような世代間交流教室への支援を実施しました。
- こうした取組を通じ、2015（平成27）年度から2024（令和6）年度にかけて小学1年生の週3回以上のスポーツ実施率は向上したものの、子ども全体の目標値には届いていません。
- 最初のライフステージに当たる乳幼児期の遊びや運動の体験は、心身の健全な発達を促し、生涯を通じて豊かなスポーツライフを築くための基礎となることから、引き続きスポーツ実施率の向上に取り組んでいく必要があります。

2 スポーツに親しむ意欲や態度の育成

施策の目標	小学生の運動習慣の定着を図ります
達成度の指標	小学生の週3回以上のスポーツ実施率 (策定時) 38.8% (2015) (見直し時) 45.9% (2021) (現 状) 43.2% (2024)
施策の目標	中学生・高校生の体力向上を図ります
達成度の指標	中学3年生、高校3年生の児童生徒体力・運動能力調査の合計得点の平均値 (策定時) 中3男子：47.13点・女子：49.58点 高3男子：53.31点・女子：47.17点 (2015) (見直し時) 中3男子：46.13点・女子：49.12点 高3男子：50.00点・女子：48.37点 (2021) (現 状) 中3男子：46.60点・女子：48.44点 高3男子：51.04点・女子：46.29点 (2024)

(成果と課題)

- 体育・健康教育の充実の取組として、県内の115校の小中学校に「体力向上キャラバン隊」やトップアスリートを派遣し、生徒たちが運動やスポーツに興味を持ち積極的に実施するきっかけづくりを行いました。
- 学校におけるスポーツ活動の推進の取組として、部活動指導者の資質向上や外部指導者の活用など、指導体制の充実を図り、生徒の意欲や競技力の向上を図りました。
- 運動部活動の地域移行の取組として、市町村、地域クラブ、学校等の多様な実施主体が指導者を確保するため、「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」を設置し、子どもたちの持続可能なスポーツの環境の整備を進めました。
- 地域におけるスポーツ活動の推進の取組として、市町村と連携し総合型地域スポーツクラブについて近隣の学校への理解促進や周知を進め、多様な運動やスポーツをする機会を創出しました。
- こうした取組を通じ、2015（平成27）年度から2024（令和6）年度にかけて小学生の週3回以上のスポーツ実施率は向上しているものの、子ども全体の目標値には届いていません。
- 中学生・高校生も含めた子ども全体の週3回以上のスポーツ実施率は、2015（平成27）年度（46.6%）から減少しています（2024（令和6）年度（45.0%））。
- 中学3年生、高校3年生の児童生徒体力・運動能力調査の合計得点の平均値は、減少しています。
- 児童・青年期は、スポーツの楽しさを十分に味わうことや、学校での体育・健康に関する活動などにしっかりと取り組むことが大切であり、少子化が進行する中であっても、子どものスポーツをする機会を維持確保していくことが重要です。

3 スポーツを行う習慣の確立

施策の目標	働き盛り世代の運動習慣の定着を図ります
達成度の指標	30代・40代の週1回以上のスポーツ実施率 (策定時) 30代：32.5%・40代：35.2% (2015) (見直し時) 30代：41.7%・40代：45.2% (2022) (現 状) 30代：43.7%・40代：40.2% (2024)
施策の目標	3033運動の普及・啓発を図ります
達成度の指標	3033運動の認知度 (策定時) 9.8% (2015) (見直し時) 15.0% (2022) (現 状) 12.6% (2024)

(成果と課題)

- スポーツに親しむ機会の充実の取組として、スポーツの日がある10月の「県民スポーツ月間」において、全県的に定着・充実・発展するよう様々な取組を進めるとともに、市町村、スポーツ団体、企業、大学、プロスポーツチーム等との幅広い連携により、スポーツ教室、レクリエーションスポーツの体験会の開催等に取り組みました。
- 「3033運動」の推進の取組として、市町村や企業と連携し、運動プログラムのリーフレット配布や、気軽にできる体操の紹介等を通じて、3033運動の普及・啓発に取り組みました。
- こうした取組を通じ、指標の数値は2015（平成27）年度から向上しているものの、30代・40代の週1回以上のスポーツ実施率は、成人全体のスポーツ実施率（46.6%）よりも低く、20代・50代も含めた働く世代のスポーツ実施率の向上は、大きな課題となっています。
- スポーツをなかなか行うことができない成人期においても、それぞれの興味・目的や体力・技術に応じてスポーツを実践し、習慣化していくことが重要なことから、日常生活の中でも気軽に運動し、習慣化につなげていく取組など、スポーツ実施率の向上に向けて、日頃、スポーツへの興味・関心が低い方も対象に含めた事業展開が必要です。



県民スポーツ月間 チラシ



3033体力測定会

4 スポーツを通じた健康・生きがいづくり

施策の目標	高齢者の運動習慣の定着を図ります
達成度の指標	60代・70代以上の週1回以上のスポーツ実施率 (策定時) 60代：48.2%・70代以上：40.6% (2015) (見直し時) 60代：48.6%・70代以上：61.4% (2022) (現 状) 60代：50.0%・70代以上：57.3% (2024)
施策の目標	高齢者の体力向上を図ります
達成度の指標	体力に自信がある70代以上の割合 (策定時) 5.9% (2015) (見直し時) 7.8% (2022) (現 状) 6.1% (2024)

(成果と課題)

- レクリエーションスポーツの推進の取組として、高齢者のスポーツ交流大会である「かながわシニアスポーツフェスタ」を開催したほか、「かながわレクリエーション大会」への支援を行い、地域でのレクリエーションスポーツを推進し、高齢者の社会参加の場の創出に取り組みました。
- 体の状態や体力に応じた運動の推進の取組として、高齢者向けの3033運動プログラムや、介護・認知症未病改善プログラム「コグニサイズ」を普及することにより、未病の改善や健康寿命の延伸に取り組みました。
- こうした取組を通じ、指標の数値は2015（平成27）年度から向上しており、60代・70代の週1回以上のスポーツ実施率は、成人全体のスポーツ実施率（46.6%）を上回っていますが、数値目標（70%）には達していません。
- 仕事や子育てを終え、時間にもゆとりのできる円熟期というライフステージを、いかに生き生きと過ごすかはとても重要な課題ですが、策定時から指標の改善が見られていることから、その人の体力や健康状態に応じたスポーツに親しめる機会の提供に継続して取り組んでいくことが重要です。



かながわレクリエーション大会（モルック）



かながわシニアスポーツフェスタ
(スポーツウエルネス吹矢)

視点2 スポーツ活動を拡げる環境づくりの推進

5 スポーツ活動の環境整備

施策の目標	地域におけるスポーツ活動の活性化を図ります
達成度の指標	県内総合型地域スポーツクラブの会員数 (策定時) 29,938人 (2015) (見直し時) 24,980人 (2021) (現 状) 26,982人 (2024)
施策の目標	身近な場所にスポーツに親しめる環境づくりを図ります
達成度の指標	県民の「運動やスポーツに親しめる機会や場が身近に整っていること」の満足度 (参考値) 27.0% (2015) (見直し時) 28.0% (2022) (現 状) 29.1% (2024)

(成果と課題)

- スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成の取組として、教員やスポーツ指導者向けの研修講座や障害者スポーツサポーター養成講習会等を実施し、スポーツをする人だけでなく、スポーツをささえる多様な人材育成に取り組みました。
- スポーツ環境の基盤となる「場」の充実の取組として、県立体育センターを県立スポーツセンターとして再整備し、スポーツ活動をささえる環境整備に取り組みました。
- 地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブの質的充実の取組として、総合型地域スポーツクラブの運営に必要なマネジメント研修講座等の開催や、巡回相談を実施し、スポーツ活動を拡げる環境づくりに取り組みました。
- スポーツ医・科学の活用促進の取組として、神奈川育ちのアスリートがスポーツの競技会において能力を最大限に発揮できるよう、大学、スポーツ団体、県医師会等との連携を深め、競技力向上に必要な知識や技能の指導法や栄養指導等の講座を開催するなど、スポーツ医・科学の活用に取り組みました。
- クリーンでフェアなスポーツの推進の取組として、県医師会と連携して、国民スポーツ大会（旧国民体育大会）（以下「国民スポーツ大会」という。）参加選手に対しドーピング防止に関する指導やメディカルチェックを行うなど、スポーツ・インテグリティの向上に取り組みました。
- こうした取組を通じてスポーツ活動を拡げる環境づくりを進めてきたものの、県内総合型地域スポーツクラブの会員数は、2015（平成27）年以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により大きく減少し、現在、回復途上にあります。
- 県民の誰もが生涯を通じて「する」「みる」「ささえる」など様々な形でスポーツ活動に親しむためには、その基盤としてスポーツをささえる環境づくりが重要であり、より一層地域でのスポーツ活動の活性化や身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

6 アスリートの育成

施策の目標	競技水準の向上を図ります
達成度の指標	国民体育（スポーツ）大会総合順位・総合得点 （策定時）8位・1,520.0点（2016） （見直し時）6位・1,659.5点（2022） （現 状）6位・1,562.5点（2024）
施策の目標	トップアスリートの育成を図ります
達成度の指標	神奈川育ちのオリンピック・パラリンピアン的人数 （参考値）オリンピック：29人 パラリンピアン：13人（2016：リオデジャネイロ大会） （見直し時）オリンピック：43人 パラリンピアン：26人（2021：東京2020大会） （現 状）オリンピック：26人 パラリンピアン：28人（2024：パリ2024大会）

（成果と課題）

- 競技力の向上の取組としてスポーツ団体等を対象に、専門的な体力測定、医師によるメディカルチェック等を実施しました。また、オリンピック・パラリンピック競技大会など、国際大会に向けて神奈川育ちのアスリートの育成・強化及び指導者の育成を支援しました。
- トップアスリートの育成の取組として、県内の小学生を対象に、「スポーツ能力測定会」や「スポーツ競技体験会」、「タレント育成能力開発プログラム」を実施しました。
- こうした取組を通じ、神奈川育ちのオリンピック・パラリンピアン的人数は、2021（令和3）年の東京2020大会において69人、2024（令和6）年のパリ2024大会54人と、2016（平成28）年のリオデジャネイロ大会から向上しました。
- 神奈川育ちのアスリートの活躍は、県民に誇りと喜び、夢と希望を与え、県民のスポーツへの関心を高めるものであり、引き続き、競技水準の向上及びアスリート育成に継続して取り組んでいく必要があります。



かながわジュニアチャレンジプロジェクト
（タレント育成能力開発プログラム）



パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会神奈川県祝賀会

視点3 スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

7 スポーツの持つ力による地域活性化

施策の目標	県立スポーツ施設における競技団体等の合宿や大会を開催します (2023(令和5)年3月見直しにより設定)
達成度の指標	県立スポーツセンターにおける合宿の実施件数 (見直し時) 40件(2021) (現 状) 69件(2024)
施策の目標	東京2020大会のレガシーを継承するための取組を図ります (2023(令和5)年3月見直しにより設定)
達成度の指標	東京2020大会のレガシーを継承するイベント参加者数 (見直し時) 4,961人(2022) (現 状) 7,173人(2024)

(成果と課題)

- スポーツを通じて地域を盛り上げる取組として、市町村や地域団体等と連携し、神奈川の魅力あるスポットを自転車で巡るサイクリングルートの作成など、サイクルツーリズムを推進しました。
- 多様な主体との連携による地域活性化の取組として、市町村、スポーツ団体、企業等が情報を共有し、連携する場である「かながわスポーツ・プラットフォーム」を設置しました。
- 東京2020大会等のレガシーを活用した取組として、公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)と連携したJOCオリンピック教室を県内の小・中学校で開催するほか、県立スポーツセンター等の県立スポーツ施設において、スポーツ団体等の合宿や大会が開催されました。
- こうした取組を通じ、指標の数値は増加しています。
- スポーツの持つ力による地域活性化を図るためには、引き続き様々な主体と連携しながら、スポーツを通じて地域を盛り上げる取組を継続していく必要があります。



合宿誘致<県立スポーツセンター>



滞在型サイクルルートプラン<湘南海岸コース>

8 スポーツを通じた共生社会の実現

施策の目標	障がい者がスポーツに参加しやすい環境づくりを図ります (2023(令和5)年3月見直しにより設定)
達成度の指標	神奈川県障害者スポーツサポーター養成数(累計) (参考値) 139人(2016) (見直し時) 548人(2021) (現 状) 785人(2024)
施策の目標	県立スポーツセンターを活用した障がい者スポーツの推進に取り組みます (2023(令和5)年3月見直しにより設定)
達成度の指標	県立スポーツセンターにおけるかながわパラスポーツ関係用具の貸出し件数 (見直し時) 76件(2021) (現 状) 164件(2024)

(成果と課題)

- 「かながわパラスポーツ」の推進の取組として、県民誰もがスポーツに親しむことができるイベント等を通じて、その普及促進に取り組みました。
- 障がい者スポーツの推進の取組として、障がい者スポーツ団体等と連携し、競技会やパラスポーツ体験会、イベント等を開催し、障がい者がスポーツをする機会の拡大、障がい者スポーツに対する理解の促進に取り組みました。また、県立スポーツセンターにおいて、パラスポーツ指導者スキルアップ研修を開催するとともに、かながわパラスポーツ関係用具の貸出しを行いました。
- 女性のスポーツ推進の取組として、商業施設と連携したウォーキング促進やプロスポーツチームと連携した運動促進を行いました。
- こうした取組を通じ、指標の数値は増加しています。
- 今後も、県民誰もが「かながわパラスポーツ」を実践できる取組を推進し、共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。



かながわみんなのスポーツフェスティバル



神奈川県障害者スポーツサポーター養成講習会

5 まとめ

(1) 主な成果

(視点1 「誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進」)

3033運動の普及・啓発や、高齢者のスポーツ等の交流大会である「かながわシニアスポーツフェスタ」の実施等により、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進しました。

(視点2 「スポーツ活動を広げる環境づくりの推進」)

県立スポーツセンターの再整備や総合型地域スポーツクラブの運営に必要な研修等を行うことにより、スポーツをささえる人材の育成等を行いました。

また、障がい者アスリートへの支援や県立スポーツセンターを拠点としたパラスポーツ事業を実施するなど、障がい者のスポーツ活動を広げる環境づくりを推進しました。

(視点3 「スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現」)

神奈川の魅力あるスポットを自転車で巡るサイクリングルートの作成や「かながわスポーツ・プラットフォーム」を設置するなど、多様な主体と連携し、スポーツを通じた地域活性化を図りました。

また、「かながわパラスポーツ」を推進し、年齢や性別、障がいの程度にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができるよう取り組みました。

(大規模なスポーツイベントを盛り上げ、レガシーを創出・継承する取組)

ラグビーワールドカップ2019™に向けて、パブリックビューイングの設置、ボランティアの研修等の開催準備や大会前の節目イベントやラグビー体験会等の機運醸成に取り組み、大会を成功に導きました。

東京2020大会では、セーリング競技の開催に向けて、地元住民や関係団体との調整、機運醸成など、準備に取り組みました。さらに、東京2020大会の開催に当たっては、コロナ禍による制限の中で海外選手の受入体制を構築し、事前キャンプの14か国受入れ、聖火リレーにおける公道走行の代替としての点火セレモニー開催など実施方法を適宜見直しながら運営し、大会を成功に導きました。

ねんりんピックかながわ2022に向けて、コロナ禍による制限の中で各種メディア及びSNSを活用した広報や、市町が開催するイベントでのPR活動等の機運醸成に取り組み、主催者として大会を成功させました。

(新型コロナウイルス感染症の影響と実施上の創意工夫)

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度の3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により運動できる場所や運動そのものも制限されたり、学校の臨時休校等により部活動は休止となり、多くのスポーツイベントや各種大会も中止、スポーツ施設は休館や休業を余儀なくされました。

そのような中、ホームページや県のたよりで、自宅のできる「3033運動（おうち de 3033）」を紹介するなど、コロナ禍においても、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化する取組を様々な世代に普及・啓発しました。

(2) 主な課題

各施策・事業について、策定時から達成度の指標が低下している取組があります。

また、数値目標である「成人のスポーツ実施率」、「子どものスポーツ実施率」、「障がい者のスポーツ実施率」の3つの数値すべて目標には届いていません。

引き続き、目標達成に向け、県民のスポーツ実施に向けた機運醸成、環境整備等の施策に取り組む必要があります。

成人については、働く世代のスポーツ実施率の向上が大きな課題であり、日常生活の中でも気軽に運動習慣につなげていく取組や、「する」だけでなく、「みる」「ささえる」ことにつながる取組など、工夫を凝らした事業展開が必要です。

これから急激に少子化が進む中においても、子どもたちが将来にわたって継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保していけるよう、地域全体で対応していくことが重要です。

障がい者については、スポーツをする機会の提供や、ささえる人材の育成など、それぞれの状況に応じたスポーツに親しめる環境やきっかけづくりが重要です。

スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現については、2023（令和5）年3月に基本目標及び視点を追加し取り組んできましたが、スポーツの多面にわたる価値を活かすため、今後も継続して施策に取り組む必要があります。



滞在型サイクルルートプラン＜箱根コース＞



パラスポーツ教室（フライングディスク）

Ⅳ スポーツ推進の展望

1 基本目標（目標年度：2040（令和22）年度）

- ① 誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」
スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現
- ② スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会の
実現
- ③ スポーツを通じて、誰もが生き生きと喜びを実感で
きる共生社会の実現

スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利です。

少子化の進行や超高齢社会が加速する中であっても、子どもから成人まで、あらゆる県民一人一人がスポーツを通じて生きがいを持ち、豊かさを実感できる社会を実現していくことが必要です。

そこで、引き続き基本目標①として、誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、スポーツが持つ「人と人とをつなぐ力」や「新しいコミュニティを創出する力」は、地域の様々な社会課題の解決にも役立ち、活力ある社会の実現につながるものです。

そこで、基本目標②として、スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会の実現を目指します。

さらに、スポーツは、スポーツを「する」ことで楽しさや喜びを得ることだけでなく、「みる」「ささえる」「あつまる」「つながる」といった多面にわたる価値があり、人種、性別、年齢、障がいの程度等にかかわらず、誰もがスポーツに関わることができます。

そこで、基本目標③として、スポーツを通じて、誰もが生き生きと喜びを実感できる共生社会の実現を目指します。

なお、基本目標②と③は、基本目標をよりわかりやすくするため、第1期計画でひとつにまとめた「スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現」を分割したものです。

2 数値目標（目標年度：2030（令和12）年度）

当面取り組む施策の目標年度である2030（令和12）年度に向けた、スポーツ推進の指標として5つの数値目標を設定します。

なお、第2期計画では、スポーツの多面にわたる価値を反映させるため、「する」に関する数値目標に加え、「みる」「ささえる」についても、数値目標として設定することとしました。

スポーツを『する』ことに関する数値目標

**（1）成人※の週1回以上のスポーツ実施率を70%以上・
週3回以上のスポーツ実施率を40%以上にするとともに、
スポーツ非実施率を0%に近づけます。**

※満18歳以上（令和4年度以前は満20歳以上）

	平成22年度	平成27年度	令和4年度	令和6年度	令和12年度 （目標）
週1回以上	42.2%	42.2%	48.8%	46.6%	70%
週3回以上	15.7%	18.0%	21.9%	20.0%	40%
非実施	17.2%	24.3%	27.9%	30.6%	0%

（神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査）

**（2）子ども※の週3回以上のスポーツ実施率を55%以上にするとともに、
スポーツ非実施率を7%以下にします。**

※6歳から18歳まで

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度 （目標）
週3回以上	46.5%	45.1%	44.4%	45.0%	55%
非実施	14.0%	14.2%	15.1%	14.6%	7%

（神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査）

(3) 障がい者の週1回以上のスポーツ実施率を40%以上にします。

	令和3年度 (参考値)	令和4年度 (参考値)	令和5年度 (参考値)	令和6年度	令和12年度 (目標)
週1回以上	31.0%	30.9%	32.5%	34.5%	40%

(神奈川県 | 障害者のスポーツに関する調査)

(参考値)

令和3年度実績は、スポーツ庁「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

令和4・5年度実績は、スポーツ庁「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」

スポーツを『みる』ことに関する数値目標

1年間にスポーツを観覧した県民の割合を70%以上にします。

	平成22年度	平成27年度	令和4年度	令和6年度	令和12年度 (目標)
観覧※した 県民の割合	未調査	未調査	66.5%	65.6%	70%

(神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査)

※観覧とは、スポーツの試合観戦だけでなく、地域のスポーツ大会・運動会、スポーツ体験イベント、発表会等のほか、テレビやインターネット等でのスポーツ観戦を含みます。

(参考値) 会場での直接観戦率の実績

平成22年度(30.6%)、平成27年度(27.0%)、令和4年度(27.3%)、令和6年度(38.1%)

スポーツを『ささえる』ことに関する数値目標

1年間にスポーツをささえる活動を行った県民の割合を10%以上にします。

	平成22年度	平成27年度	令和4年度	令和6年度	令和12年度 (目標)
ささえる活動※ を行った 県民の割合	6.9%	4.4%	2.8%	2.9%	10%

(神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査)

※ささえる活動とは、スポーツ大会やスポーツイベント等でのボランティア活動だけでなく、スポーツ指導やスポーツ団体、自治会、地域クラブでのスポーツ活動の役割・運営、子どものスポーツ活動の送迎等を含みます。

V スポーツ推進の施策展開

1 施策展開に当たっての視点

3つの基本目標の実現及び5つの数値目標の達成に向けて、スポーツ推進の施策を4つの視点から整理し、9つの施策を具体的に展開していきます。

なお、4つの視点は、相互に関連するものであり、施策展開に当たっては、各視点も意識しながら、多面的に取り組んでいきます。

視点1 誰もが生涯を通じて親しめるスポーツ活動の推進

- 1 スポーツに親しむきっかけづくり
- 2 スポーツに親しむ意欲や態度の育成、機会の確保
- 3 スポーツに親しむ習慣の確立、楽しみ・ささえる機会の提供
- 4 スポーツを通じた健康・生きがいづくり
- 5 デジタル技術の活用

視点2 スポーツ活動を拓げる環境づくりの推進

- 6 スポーツ活動の環境整備
- 7 アスリートの育成

視点3 スポーツの持つ力による地域活性化

- 8 スポーツの持つ力による地域活性化

視点4 スポーツを通じた共生社会の実現

- 9 スポーツを通じた共生社会の実現

SDGsとスポーツ

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

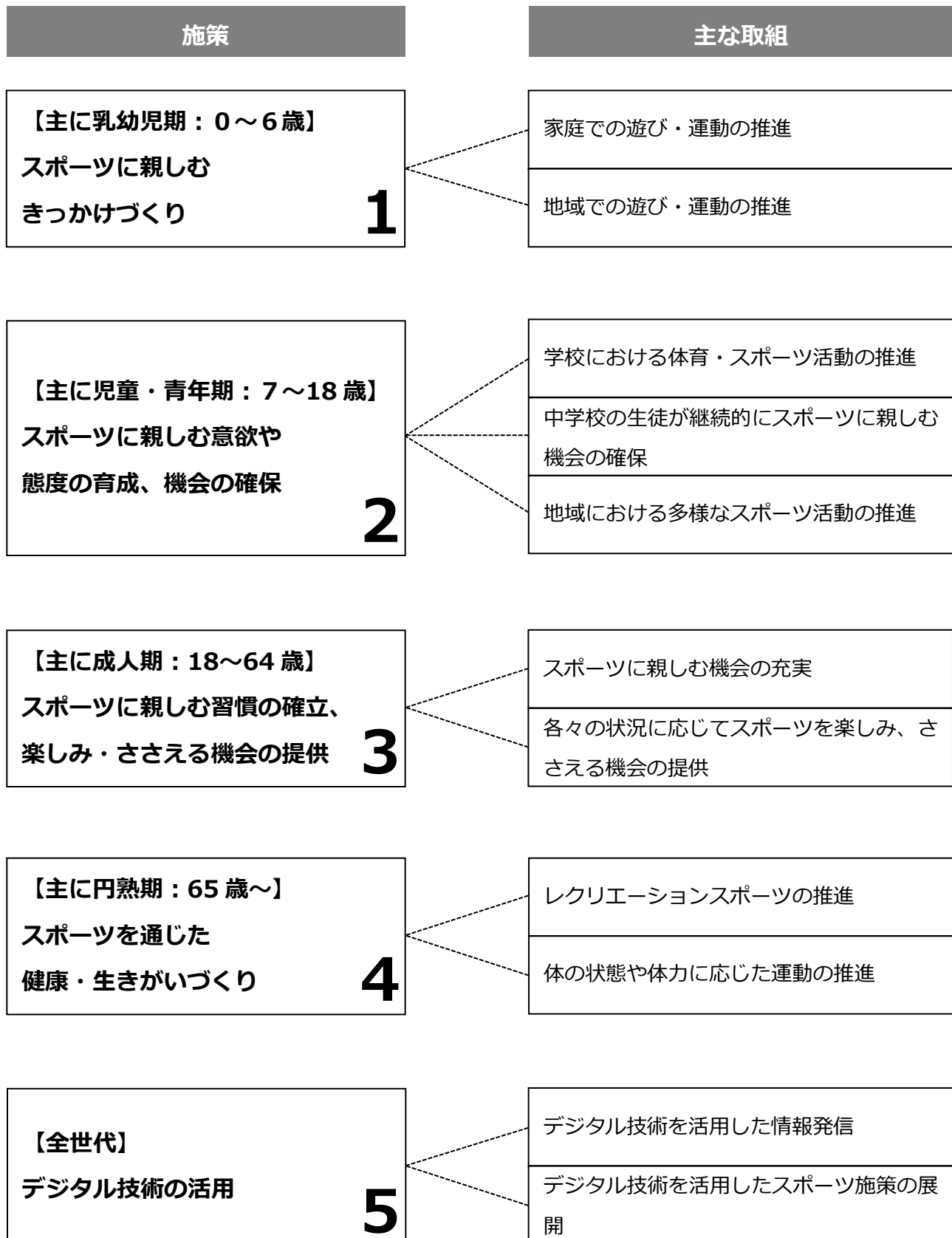
県では、「いのち輝く神奈川」の実現に向け、SDGsを推進することとしており、スポーツの持つ、「人と人をつなぐ力」や「新しいコミュニティを創出する力」を活用し、SDGsの認知度向上、ひいては、社会におけるスポーツの価値のさらなる向上に取り組んでいきます。



2 スポーツ推進の施策・事業体系

視点 1

誰もが生涯を通じて親しめるスポーツ活動の推進



視点 2

スポーツ活動を広げる環境づくりの推進

施策

主な取組

スポーツ活動の環境整備

6

スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成

スポーツ環境の基盤となる「場」の充実

スポーツ事故等の防止

暴力やハラスメントのないスポーツ環境の推進

アスリートの育成

7

競技力の向上

トップアスリートの育成

スポーツ医・科学の活用促進

視点 3

スポーツの持つ力による地域活性化

施策

主な取組

スポーツの持つ力による
地域活性化

8

多様な主体との連携による地域活性化

スポーツ資源を活用して地域を盛り上げる
取組

視点 4

スポーツを通じた共生社会の実現

施策

主な取組

スポーツを通じた
共生社会の実現

9

「かながわパラスポーツ」の普及

障がい者スポーツの推進

3 スポーツ推進に向けた施策・事業

視点1 誰もが生涯を通じて親しめるスポーツ活動の推進

- 少子高齢化の進行や超高齢社会が加速する中であっても、子どもから成人まで、あらゆる県民一人一人がスポーツを通じて生きがいを持ち、豊かさを実感できる生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組みます。
- この計画では、ライフステージを乳幼児期、児童・青年期、成人期、円熟期の大きく4つに分け、デジタル技術も活用しながら、様々な主体と連携して施策を展開していきます。



かながわ SPORTS DAY



部活動の地域展開



かながわみんなのスポーツフェスティバル（ボクシング）



かながわシニアスポーツフェスタ（ダンス）

1 スポーツに親しむきっかけづくり | 主に乳幼児期 0～6歳

【現状と課題】

- 共働き世帯の増加や都市化に伴い、子どもが体を動かす機会の減少を招いています。
- 運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援を家庭や地域が一体となって行い、乳幼児期から積極的に遊びや運動に取り組み、スポーツに触れる機会を提供することが必要です。

【施策の方向】

- 最初のライフステージに当たる乳幼児期の遊びや運動の体験は、心身の健全な発達を促し、生涯を通じて豊かなスポーツライフを築くための基盤となります。
- 乳幼児の頃から、体を動かす爽快感や楽しさに触れること、基本的な動作の習得等による充実感や達成感を得ることにより、自ら進んで体を動かすことができるようになることを目指します。

施策の目標	幼児期の運動習慣の定着
達成度の指標	小学1年生の週3回以上のスポーツ実施率 (現 状) 男子：38.0%・女子：26.3% (2024)

【主な取組】

ア 家庭での遊び・運動の推進

- 乳幼児期から、体を動かす習慣を身に付けさせるため、大人と子どもでふれあいながら行う運動を紹介するなど、市町村やスポーツ団体等と連携しながら遊び・運動の推進に取り組みます。

イ 地域での遊び・運動の推進

- 子どもの外遊び、地域でのスポーツを推進するため、子どもの外遊びの奨励に関する保護者に対する情報提供や、総合型地域スポーツクラブ等において、レクリエーションスポーツをはじめとするスポーツ活動の機会提供を支援します。

ウ 関連する取組

- 子どもが遊びや運動を楽しむことにつながるよう、指導者の知識、技能など質の向上を図るための指導者向けの研修の実施や、県内各地の団体や教室等へレクリエーション指導者を派遣します。



親子ふれあい体操 リーフレット



かながわ SPORTS DAY

2 スポーツに親しむ意欲や態度の育成、機会の確保 | 主に児童・青年期 7～18歳

【現状と課題】

- 県の「児童生徒体力・運動能力調査」によると、子どものスポーツ実施率は、2015（平成27）年度と比べ、やや減少傾向、非実施率はやや増加傾向となっています。
- 子どものスポーツの実施状況は、小学校・中学校・高校の各区分ごとに差が大きく、また、男女においても差が大きくなっています。
- これから急激に少子化が進む中においても、子どもたちが将来にわたって継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保していけるよう、地域全体で対応していくことが重要です。

【施策の方向】

- 児童・青年期は、スポーツの楽しさを十分に味わうことや、学校での体育・健康に関する活動等にしっかりと取り組むことが大切です。
- この時期にスポーツに親しむ意欲や態度を育成し、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎づくりができるよう目指します。
- 児童、生徒等のスポーツを取り巻く環境を踏まえ、市町村やスポーツ団体等と連携を図りながら、学校での活動以外でも継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保に取り組みます。

施策の目標	児童・青年期の運動習慣の定着
達成度の指標	各年代の週3回以上のスポーツ実施率 (現 状) 小学生：43.2%・中学生：59.7%・高校生：34.0%（2024）
施策の目標	児童・青年期に運動をしない子どもの減少
達成度の指標	各年代のスポーツ非実施率 (現 状) 小学生：6.9%・中学生：11.0%・高校生：32.3%（2024）

マルチスポーツ

多様なスポーツ活動の例として、子どもたちが複数のスポーツを同時期に行うことを意味するマルチスポーツの考え方が近年注目されています。

マルチスポーツは、身体機能の向上やケガの防止だけでなく、複数のコミュニティに所属することを通じて、子どもたち自身の社会性や協調性等を育む機会の増加にもつながるなど、教育的意義も大きいとされています。

既に欧米では、部活動や地域クラブでシーズン制が導入されており、中高生年代の8割程度が実施しているとされ、スポーツ庁でも日本の実情にマッチした「日本型マルチスポーツ」環境が構築できるよう取組が始まっています。

【主な取組】

ア 学校における体育・スポーツ活動の推進

- 生涯にわたって健康を保持増進し、また、自発的・自主的にスポーツに親しむ資質や能力を育成するため、小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒それぞれの興味や目標に応じて、スポーツに親しめる環境を整備し、体力向上、運動習慣の確立を図ります。

イ 中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保

- 中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、市町村、学校、スポーツ団体、地域クラブ、指導者等と連携し、地域の実情に応じた部活動の地域展開を目指します。

ウ 地域における多様なスポーツ活動の推進

- 若者を中心に人気のあるアーバンスポーツの普及促進や総合型地域スポーツクラブの量的・質的な充実、多種多様なスポーツの普及など、本県ゆかりのアスリート等とも連携しながら、地域における多様なスポーツ活動を推進します。

エ 関連する取組

- 県と友好提携を結んでいる地域と相互に連携し、青少年に国際交流の機会を提供することで、スポーツを通じた相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ります。



スケートボードイベント「KANAGAWA JAM」

3 スポーツに親しむ習慣の確立、楽しみ・ささえる機会の提供 | 主に成人期 18～64歳

【現状と課題】

- 県の「県民の体力・スポーツに関する調査」によると、2015（平成27）年度から週3回以上スポーツを行う人は増加傾向にありますが、非実施率の増加も顕著であり、スポーツをする人とそうでない人の二極化が進んでいます。
- 年代別では、特に20代から50代の働く世代のスポーツ実施率が低く、男女別では女性のほうがより低い状況にあることから、働く世代や女性が気軽に体を動かすことができる環境づくりや、社会に出てスポーツに接する機会が急激に少なくなる若い世代に、健康に対する危機意識を持ってもらうことが課題です。

【施策の方向】

- スポーツをなかなか行うことができない成人期においても、それぞれの興味・目的や体力・技術に応じてスポーツを実践し、習慣化していくことが重要なことから、県民が、日常生活の中の身体活動を運動として意識し、くらしの中にスポーツを習慣として取り入れることを目指します。
- スポーツを通じて未病を改善し、健康寿命の延伸を図り、生涯にわたり元気に過ごすことができるよう、県民が気軽にできる運動やスポーツ活動の推進に工夫して取り組むとともに、「みる」「ささえる」活動の機会の提供を図ります。

施策の目標	働く世代の運動習慣の定着
達成度の指標	20代から50代の週1回以上のスポーツ実施率 (現 状) 20代 : 41.1%・30代 : 43.7% 40代 : 40.2%・50代 : 41.1% (2024)
施策の目標	楽しみながらスポーツに親しむ機会の充実
達成度の指標	スポーツ活動の満足度 (満足している又は行っている20代から50代の割合) (現 状) 20代 : 37.8%・30代 : 37.9% 40代 : 35.9%・50代 : 37.7% (2024)

【主な取組】

ア スポーツに親しむ機会の充実

- 市町村、スポーツ団体、企業等と連携し、日常で簡単にできる体操やランニングの紹介、多種多様なスポーツの周知啓発に取り組むとともに、10月の「県民スポーツ月間」において、スポーツイベントの支援やスポーツ教室、体験会の開催等を通じて、スポーツの習慣化や地域住民の健康づくりを促進します。

イ 各々の状況に応じてスポーツを楽しむ、ささえる機会の提供

- スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加など、各々の関心、目的等に応じて、スポーツを楽しむ機会やささえる機会の提供を図ります。

ウ 関連する取組

- スポーツによる未病改善を推進するため、スポーツイベント等において体力測定を実施し、自己の体力や運動能力を把握し、スポーツ活動へのアドバイスを行うとともに、県民が気軽に運動やスポーツに参加できる取組を進めます。



東京2025デフリンピック観戦・応援バスツアー

4 スポーツを通じた健康・生きがいづくり | 主に円熟期 65歳～

【現状と課題】

- 県の「県民の体力・スポーツに関する調査」によると、2015（平成27）年度から60代・70代の週1回以上のスポーツ実施率は上昇しており、各世代と比べると高くなっています。
- 国勢調査を基に県が推計した本県の将来世帯推計によると、県内の高齢者単独世帯数の割合は増加が見込まれ、高齢者に対して、社会参加や健康の保持増進を推進するため、ウォーキングや健康状態に応じたレクリエーションスポーツ等に親しめる機会の提供が課題です。

【施策の方向】

- 仕事や子育てを終え、時間にもゆとりのできる円熟期というライフステージを、いかに生き生きと過ごすかはとても重要な課題です。幸福で豊かな生活を実現するため、スポーツを通じて、未病の改善や健康寿命の延伸、生きがい・仲間づくりの促進を目指します。
- 運動機能や障がいの程度に配慮しつつ、健康の保持増進につながるよう、誰もが健康状態に応じた気軽なスポーツを普及していきます。

施策の目標	高齢者の運動習慣の定着
達成度の指標	60代・70代以上の週1回以上のスポーツ実施率 (現 状) 60代：50.0%・70代以上：57.3% (2024)
施策の目標	高齢者の健康や体力の維持増進
達成度の指標	日頃、健康や体力の維持増進に注意している・少し（時々）注意している60代・70代以上の県民の割合 (現 状) 注意している : 60代：31.0%・70代以上：42.4% 少し（時々）注意している : 60代：59.6%・70代以上：51.2% (2024)

【主な取組】

ア レクリエーションスポーツの推進

- スポーツ団体等と連携し、レクリエーションスポーツイベントの開催や世代間交流教室等への支援を行います。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣に向けた取組など、高齢者のスポーツへの参加促進を図ります。

イ 体の状態や体力に応じた運動の推進

- 健康課題の解消や生活の質の向上を図るため、スポーツ団体等と連携した健康づくりの普及促進や健康づくりだけでなく、健康関係部局とも連携し、認知症未病改善につながる運動等を紹介・体験できる取組等を推進します。



かながわレクリエーション大会（グラウンドゴルフ）



認知症未病改善キャラバン

5 デジタル技術の活用 | 全世代

【現状と課題】

- 2022（令和4）年に策定された国の第3期スポーツ基本計画において、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策のひとつとして、「スポーツ界におけるDXの推進」が掲げられており、政策目標として、スポーツ界においてDXを導入することで、様々なスポーツに関する知見や機会を国民・社会に広く提供することを可能とし、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実効性を高めるとされています。
- さらに、2025（令和7）年9月に改正されたスポーツ基本法では、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境整備等や、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実の規定が追加されました。
- 総務省の「通信利用動向調査」によると、インターネット利用者の割合は、13～69歳の各年齢階層で9割を超え、デジタル社会が成熟する中、スポーツの分野において、デジタル技術をいかに活用して、スポーツの価値を高めていくかが課題です。

【施策の方向】

- 多くの県民が身近にデジタル技術を利用する環境を活かして、インターネットを活用した効果的な情報発信を展開します。
- eスポーツの活用など、デジタル技術を活かして、スポーツの価値を高める施策を展開します。

施策の目標	デジタル技術を活用した情報発信
達成度の指標	県が管理するSNS（X、Instagram、Facebook）の総フォロワー数
施策の目標	デジタル技術を活用したスポーツ施策の展開
達成度の指標	県主催イベントにおけるデジタル技術を活用したスポーツ体験の実施数



X：神奈川県スポーツ情報



Instagram：県立スポーツセンター



Facebook：県立スポーツセンター

【主な取組】

ア デジタル技術を活用した情報発信

- 県民がスポーツに触れ合う機会や、スポーツにつながる機会など、スポーツに関わる情報をわかりやすく、ホームページやSNS等で発信します。

イ デジタル技術を活用したスポーツ施策の展開

- eスポーツを活用したスポーツ体験や、施設利用、アスリート育成など、多様な場面でデジタル技術を活用したスポーツ施策を展開します。

第2期計画におけるeスポーツの考え方

eスポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

eスポーツは、サッカーゲームの大会やフィットネスバイクを使ったバーチャルサイクリング体験など、スポーツの分野においても活用されており、スポーツへの関心を高めたり、高齢者の健康・生きがいづくりの促進等への寄与が期待できます。

そこで、県では、スポーツの価値を高める施策展開のひとつとして、eスポーツの活用を進めていきます。



かながわ SPORTS DAY

視点2 スポーツ活動を広げる環境づくりの推進

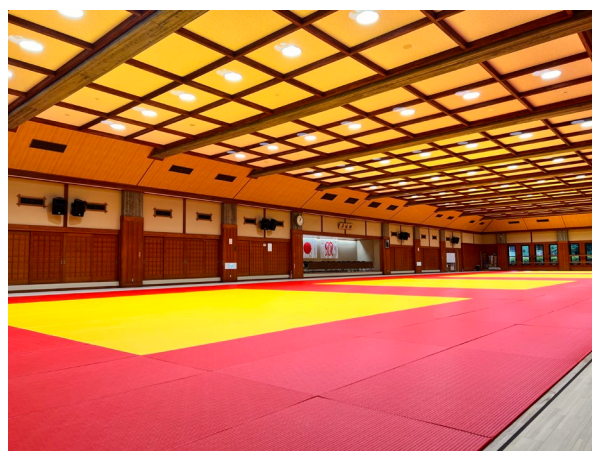
- 県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる社会を実現するためには、スポーツ活動を広げる環境づくりが必要であり、スポーツ活動の環境整備やアスリートの育成に取り組めます。



かながわU-18アスリートプロジェクト



<県立スポーツセンター>



<県立武道館>

6 スポーツ活動の環境整備

【現状と課題】

- 県の「令和7年度県民ニーズ調査」によると、「運動やスポーツに親しめる機会や場が身近に整っていること」が「非常に重要である」、「かなり重要である」と考えている県民の割合は59.6%と半数を超えているのに対して、「十分満たされている」、または「かなり満たされている」と考えている県民の割合は、30.3%となっています。
- 引き続き、スポーツを「ささえる」多様な人材を育成するとともに、県立スポーツ施設や民間施設等の資源も活かし、県民のニーズに応じたスポーツ環境の整備を図っていく必要があります。
- スポーツをするに当たっての事故やけがの予防、気候変動に伴う熱中症対策、身体的・精神的な苦痛を与える暴力行為、ハラスメント、盗撮、インターネット上の誹謗中傷等の防止など、県民がスポーツに安心して親しめる環境を整えていく必要があります。

【施策の方向】

- 県民の誰もが、身近な場所でいつでも気軽にスポーツや運動に親しみ、遊ぶことができるよう、スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成と「場」の充実に取り組みます。
- スポーツの多様な価値を継続的に具現化していくために、スポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に取り組みます。

施策の目標	地域におけるスポーツ活動の活性化
達成度の指標	県内総合型地域スポーツクラブの会員数 (現状) 26,982人 (2024)
施策の目標	身近な場所でスポーツに親しめる環境づくり
達成度の指標	県民の「運動やスポーツに親しめる機会や場が身近に整っていること」の満足度 (現状) 30.3% (2025)

【主な取組】

ア スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成

- 県民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりができるよう、スポーツを「する」人だけでなく、指導者、専門スタッフ、スポーツボランティア、サポーター、経営人材など、スポーツを「ささえる」多様な人材を育成します。

イ スポーツ環境の基盤となる「場」の充実

- 県立スポーツ施設の管理・運営や県立学校の施設開放、県立都市公園における園路・広場、県が管理する自然公園における登山道、身近で安全なウォーキングやサイクリングの場となり得る幅の広い歩道、自転車道等の整備など、県民が利用しやすい「場」の充実に取り組みます。
- 市町村と連携し、身近にスポーツができる場としての総合型地域スポーツクラブの育成に取り組み、総合型地域スポーツクラブへの定期的な巡回相談や、講習会での人材育成など、総合型地域スポーツクラブの支援に努めます。

ウ スポーツ事故等の防止

- 県内の医療関係者等と連携し、スポーツ分野における事故等の防止に向けた研修会の開催やスポーツ団体等への情報提供、県立スポーツ施設の暑熱対策等に取り組みます。

エ 暴力やハラスメントのないスポーツ環境の推進

- スポーツにおける身体的・精神的暴力行為の根絶や、ハラスメント、盗撮被害、インターネット上での誹謗中傷等を防止し、県民の誰もが安全かつ公正な環境の下でスポーツに親しむことができるよう、指導者に対する研修や相談窓口の設置、注意喚起、意識啓発等を市町村、スポーツ団体等と連携して取り組みます。

オ 関連する取組

- スポーツを通じた健康増進に関する取組を推進するため、企業等との連携・協働を図り、県民の多様なニーズに対応できる仕組みを構築します。また、地域におけるスポーツ活動等の推進を図るため、市町村や地域スポーツの推進役となるスポーツ推進委員等との連携を深めます。

施設整備の考え方

県立のスポーツ施設は、トップアスリートからスポーツに親しむ人まで、県民に気持ち良く利用していただけるよう、施設や設備の適切な整備・充実に努めていく必要があります。

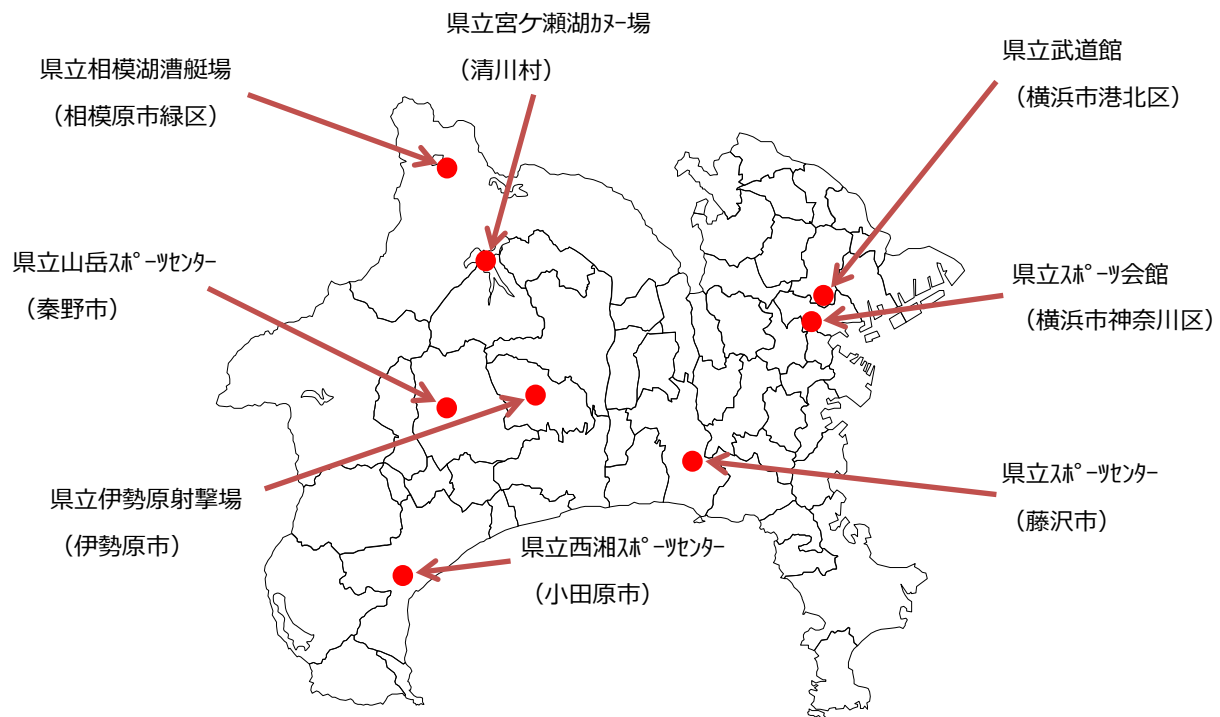
スポーツの施設整備については、次の視点を考慮します。

- ①安心してスポーツが楽しめるよう、施設等の安全性や機能を維持すること
- ②競技力の向上やルール改正等に対応できるよう、時機に応じた更新をすること
- ③障がい者が気軽に利用できるよう、バリアフリーに対応すること
- ④競技者が最高のパフォーマンスを発揮するとともに、応援する方々も快適に競技を観戦できるよう、屋内競技施設の空調設備などの環境を整えること

これらの視点から、施設の利用者、利用状況、老朽化の度合いなど、様々な面を総合的に判断し、計画的に整備を進めていく必要があります。

そこで、県は、スポーツ団体や利用者等の意見を伺いながら、整備・充実が必要な施設等とその内容、時期等の具体的な検討を行い、県民が安心してスポーツを楽しめる施設等の整備・充実に努めます。

県立スポーツ施設の位置図



7 アスリートの育成

【現状と課題】

- 本県の国民スポーツ大会の成績を見ると、1998（平成10）年の「かながわ・ゆめ国体」以降、2024（令和6）年の「SAGA2024国スポ」までの25大会で24回入賞するなど、本県の競技力の水準は高いと言えます。
- また、全国障害者スポーツ大会にも神奈川県として選手を派遣しているほか、神奈川育ちのパラリンピアンは2012（平成24）年のロンドン大会から見ると、2024（令和6）年のパリ大会までの4大会連続で増加しており、障がい者アスリートの活躍も見られます。
- しかし、継続的にスポーツの裾野を拡大し、各競技における全体的な競技力の向上、トップアスリートの育成を図るためには、ジュニア世代を含む若手アスリートの育成や、高等学校、大学卒業後の競技スポーツの継続、現役引退後の地域での活躍など、スポーツキャリア全体を見通したアスリートの育成の機会や県内のスポーツ団体等との連携により、指導者やスポーツ経営人材等も含めた人材の育成・確保等により人材の好循環を生み出す体制づくりが課題です。

【施策の方向】

- 国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会等の全国大会や、オリンピック・パラリンピック等の国際大会における神奈川育ちのアスリートの活躍は、県民に誇りと喜び、夢と希望を与え、県民のスポーツへの関心を高めるものであり、本県のアスリートの競技力の向上に取り組めます。
- 地域クラブなど身近なところでアスリートの能力が還元され、そこから新たなアスリートが生まれるような人材の好循環を作る環境づくりを目指すとともに、各競技団体や地域におけるスポーツ団体等と連携・協働し、競技水準の向上などに取り組めます。

施策の目標	競技水準の向上
達成度の指標	国民スポーツ大会総合順位・総合得点 (現 状) 6 位・1,562.5点 (2024)
施策の目標	トップアスリートの育成
達成度の指標	神奈川育ちのオリンピック・パラリンピアン的人数 (現 状) オリンピアン : 26人 パラリンピアン : 28人 (2024 : パリ2024大会)

【主な取組】

ア 競技力の向上

- スポーツ団体等と連携し、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会等へ選手、コーチ等を派遣するなど、本県のアスリートの活躍を支援し、また、優秀な選手や指導者がその能力を生かし、将来地域で活躍できるよう、人材の好循環により地域全体の競技力の向上に取り組みます。
- また、県のスポーツ水準の向上や、大規模な大会で優秀な成績を収めるなど顕著な功績のあった個人や団体を表彰することで、選手やスポーツをささえる人のモチベーションを高め、競技力の向上につなげていきます。

イ トップアスリートの育成

- スポーツ団体等と連携し、運動能力の優れた児童・生徒を県内から発掘し、ジュニア世代（小・中・高校生）から計画的・効率的に一貫した指導体制により、全国レベルで活躍するトップアスリートの育成や強化等に取り組むとともに、神奈川育ちの有望な障がい者アスリートの育成・強化と指導者を支援します。

ウ スポーツ医・科学の活用促進

- 神奈川育ちのアスリートがスポーツの競技会において能力を最大限に発揮できるよう、大学、スポーツ団体、県医師会健康スポーツ医部会との連携を深め、アスリートや指導者に対し、スポーツ医・科学の活用の促進等に取り組めます。



かながわジュニアチャレンジプロジェクト（タレント育成能力開発プログラム）

視点3 スポーツの持つ力による地域活性化

- スポーツが持つ「人と人とをつなぐ力」や「新しいコミュニティを創出する力」は、地域の様々な社会課題の解決にも役立ち、活力ある社会の実現につながります。
- 本県が有する豊かな自然環境や、県内のスポーツ施設、プロスポーツチームをはじめとしたスポーツ団体等を地域資源と捉え、これらを活用したスポーツ施策を通じて、交流人口や関係人口の拡大を図り、スポーツの持つ力による地域活性化に取り組みます。



スポーツツーリズムPR素材（サイクリング）
＜太平洋岸自転車道神奈川セクション＞

8 スポーツの持つ力による地域活性化

【現状と課題】

- 本県は、海、山、川、湖等の豊かな自然環境や、歴史・文化等の魅力にあふれた地域であるとともに、首都圏に立地することから、多数のスポーツ施設やプロスポーツチームが集積するなど、スポーツ推進に不可欠な資源が充実しています。
- そうした優位性を活かし、「かながわスポーツ・プラットフォーム」による様々な主体との連携促進、広域的なスポーツツーリズムやアウトドア・アーバンスポーツの推進、県立スポーツセンターの宿泊棟を活用した合宿の受入れ等の取組を進めています。
- スポーツの多面にわたる価値をより一層活用するためには、様々な主体との更なる連携を促進し、交流人口等の拡大、まちづくりや文化芸術など、他の分野との連携も含め、施策を展開していくことが必要です。

【施策の方向】

- スポーツの持つ多様な力（人と人がつながる、人があつまることで新しいコミュニティが生まれる等）を市町村、スポーツ団体、企業など様々な主体と連携することにより大きな力とし、県政課題である地域活性化につなげていきます。
- 県立スポーツ施設等のスポーツ資源を活用し、広域的なスポーツツーリズムや、アウトドア・アーバンスポーツの推進、合宿の受入れ等により、地域を盛り上げます。

施策の目標	スポーツを通じて「あつまる」「つながる」機会の提供
達成度の指標	かながわスポーツ・プラットフォームを活用した連携事例数（累計） （現 状）22件（2024）
施策の目標	県立スポーツ施設を活用した地域活性化
達成度の指標	県立スポーツセンターにおける合宿の実施件数 （現 状）69件（2024）

【主な取組】

ア 多様な主体との連携による地域活性化

- スポーツの持つ力を活用した社会的な課題の解決に向けて、市町村、スポーツ団体、企業等が情報共有や意見交換等を通じて連携するための場を設置するなど、スポーツを通じて「あつまる」「つながる」機会の創出に取り組みます。

イ スポーツ資源を活用して地域を盛り上げる取組

- 本県の魅力あるスポーツ資源を活用した広域的なスポーツツーリズムや、登山やカヌー等の神奈川の豊かな自然環境を活かしたスポーツ体験の機会提供、合宿の受入れなど、地域性を意識しながら、様々な主体と連携しながらスポーツを通じて地域を盛り上げます。

ウ 関連する取組

- スポーツと文化芸術との連携など、スポーツと他の分野との連携にも取り組みます。



スポーツツーリズムPR素材（スケートボード）
＜鵠沼海浜公園スケートパーク＞



スポーツツーリズムPR素材（ゴルフ）
＜鎌倉パブリックゴルフ場＞



スポーツツーリズムPR素材（ハイキング・トレッキング）
＜大倉高原テントサイトコース＞



スポーツツーリズムPR素材（ウインドサーフィン）
＜津久井浜海岸＞

視点4 スポーツを通じた共生社会の実現

- スポーツの「する」「みる」「ささえる」「あつまる」「つながる」といった多面にわたる価値を通じて、人種、性別、年齢、障がいの程度等にかかわらず、誰もが生き生きと喜びを実感できる共生社会の実現に取り組みます。



かながわみんなのスポーツフェスティバル（車いすバスケット）

9 スポーツを通じた共生社会の実現

【現状と課題】

- 県では条例に基づき、障がいの程度等にかかわらず、県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを行い、観覧し、及び支える「かながわパラスポーツ」の普及に取り組んでいます。
- 2025（令和7）年11月には、耳が聞こえない・聞こえにくい人のためのオリンピックである「デフリンピック（東京2025デフリンピック）」が日本では初めて開催され、県でも「デフリンピック」を応援するため、事前キャンプの受入れやイベントでのPR等を実施しました。
- 一方で、県の「障害者のスポーツに関する調査」によると、障がい者の週1回以上のスポーツ実施率は県民全体のスポーツ実施率と比べて低い状況にあります。
- そのため、「かながわパラスポーツ」の普及のみならず、障がい者のスポーツについては、障がいの種類や程度に応じた配慮が求められるとともに、障がい者スポーツ団体等と連携し、障がい者がスポーツに親しみやすい環境づくりを行っていく必要があります。

【施策の方向】

- 「かながわパラスポーツ」の普及やいつでも気軽にスポーツや運動に親しみ、遊ぶことができる環境づくりを通じて、人種、性別、年齢、障がいの程度等にかかわらず、誰もが生き生きと喜びを実感できる共生社会の実現に取り組みます。
- 障がい者スポーツについては、障がい者スポーツ団体等と連携し、自らの興味、関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことのできる機会を提供するとともに、障がい者スポーツをささえる人材の育成・活用に取り組みます。

施策の目標	「かながわパラスポーツ」の普及
達成度の指標	「かながわパラスポーツ」の認知度 (現 状) 10.5% (2024)
施策の目標	障がい者がスポーツに参加しやすい環境づくり
達成度の指標	神奈川県障害者スポーツサポーター養成数(累計) (現 状) 785人 (2024)

【主な取組】

ア 「かながわパラスポーツ」の普及

- 「かながわパラスポーツ」について、イベントの開催等により普及に取り組みます。

イ 障がい者スポーツの推進

- 障がい者スポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ教室の開催・講師派遣、用具の貸出し等により、障がい者が身近な地域でスポーツに親しめる環境をつくるとともに、県障害者スポーツ大会や障がい者スポーツ指導者研修等により、ささえる人材を育成・活用します。

ウ 関連する取組

- 県立スポーツ施設におけるバリアフリー対応や、身体的・精神的暴力行為の根絶、ハラスメント、盗撮被害、インターネット上での誹謗中傷等の防止に向けた意識啓発等により、いつでも気軽にスポーツや運動に親しみ、遊ぶことができる環境づくりを通じて、共生社会の実現に取り組みます。



かながわパラスポーツ関係用具貸出し



神奈川県障害者スポーツ大会（陸上）



神奈川県初級パラスポーツ指導員養成講習会



事前キャンプ交流イベント（ボルトガル選手団）

4 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 連携・協働

人口減少や県民ニーズの複雑化・多様化など社会環境の様々な変化に伴い、行政だけでは解決することが困難な課題が生じています。

地域における様々な課題を解決していくためには、様々な主体がそれぞれの強みを活かして連携・協働することが、これまで以上に重要になります。

そこで、県は、県民、市町村、学校、スポーツ団体、企業、大学等（以下「県民等」という。）と情報や目的を共有しながら、総力を結集し、計画を推進していきます。

(2) 計画の広報活動の推進

本計画の基本目標を実現するためには、計画の内容を県民等にわかりやすく簡潔に伝えていき、スポーツの価値を普及・啓発していくことが重要です。

このため、スポーツに携わるすべての人々が、計画の理念を共有し、具体的内容を理解できるよう、様々な機会を利活用して周知を継続していきます。

また、多様なメディアを活用して県民等に直接発信するとともに、スポーツを通じてすべての人々が結びつき、実践につながるような広報活動を行います。

(3) 計画の進捗状況の定期的な検証

本計画を実施し、生涯スポーツ社会、前向きで活力ある社会及び共生社会を実現するためには、計画の進捗状況について不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させることが重要です。

本計画の評価方法として、施策の目標、達成度の指標に基づき、年度ごとに各施策に位置付けられた取組の進行管理を関係部局と連携し行うとともに、当面取り組む施策の目標年度である 2030（令和 12）年度には、総合的な評価を行います。



allかながわスポーツゲームズ市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会

VI 関係資料

1 本県におけるスポーツの状況

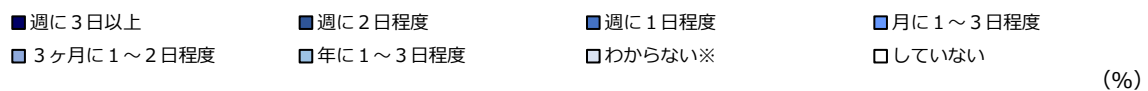
(1) 成人のスポーツの状況

【まとめ】

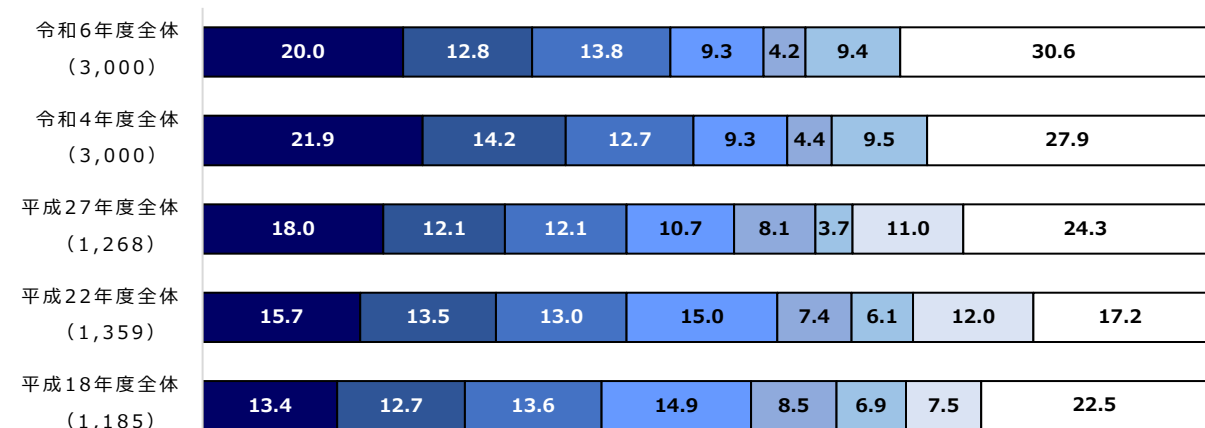
- 成人の週1日以上の実施率は、増加傾向にありますが、非実施率の増加も顕著であり、スポーツをする人、しない人の二極化が進んでいます。
- 特に20代から50代の働く世代は実施率が低く、非実施率は高くなっており、その理由としては、「仕事（家事・育児を含む）が忙しくて時間がない」、「スポーツをするきっかけがない（機会がない・仲間がいない）」が半数を占めています。

（図表9）成人のスポーツの実施状況（時系列）

- 2024（令和6）年度の成人の週1日以上の実施率は46.6%、週3日以上は20.0%、非実施率は30.6%でした。
- 実施率は、2015（平成27）年度以前と比べると増加傾向ですが、前回調査の2022（令和4）年度からは減少しており、非実施率は、増加傾向が続いています。



※わからないは、無回答者を含めた数値。令和4・6年度はなし

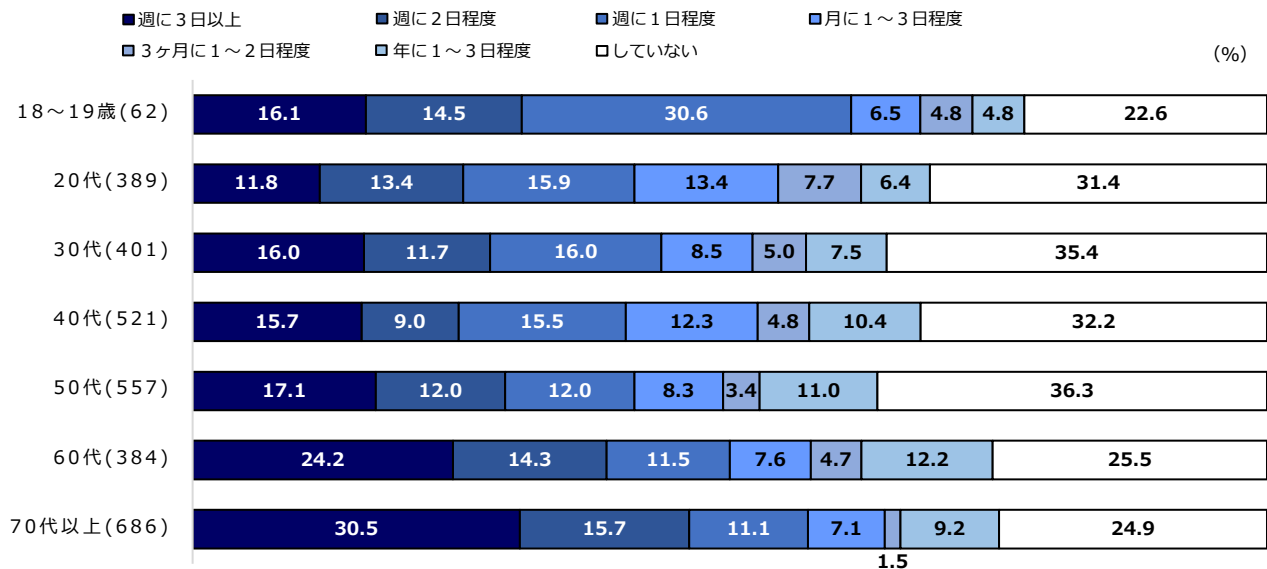


※かっこ内は調査回答数

出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2006 - 2024

（図表10）令和6年度成人のスポーツ実施状況（年代別）

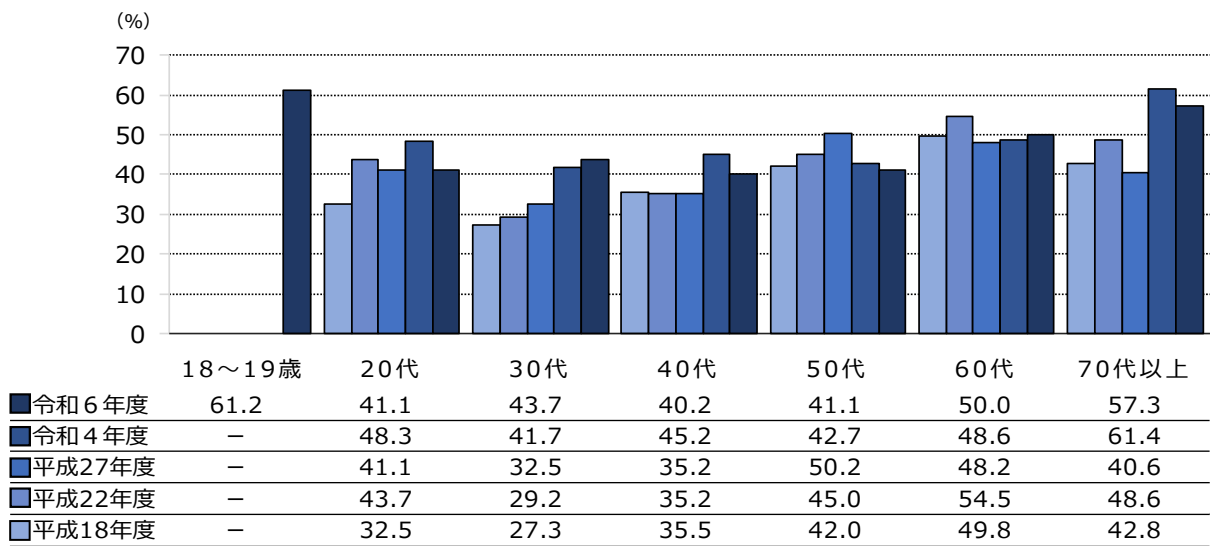
- 週に3日以上の実施率は、70代以上（30.5%）が最も高く、他の年代を大きく上回っています。
- 非実施率は、20代から50代の働く世代はすべて30%以上と高く、他の年代を大きく上回っています。



※かつこ内は調査回答数
出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2024

（図表11）成人の週1日以上スポーツ実施率（年代・時系列）

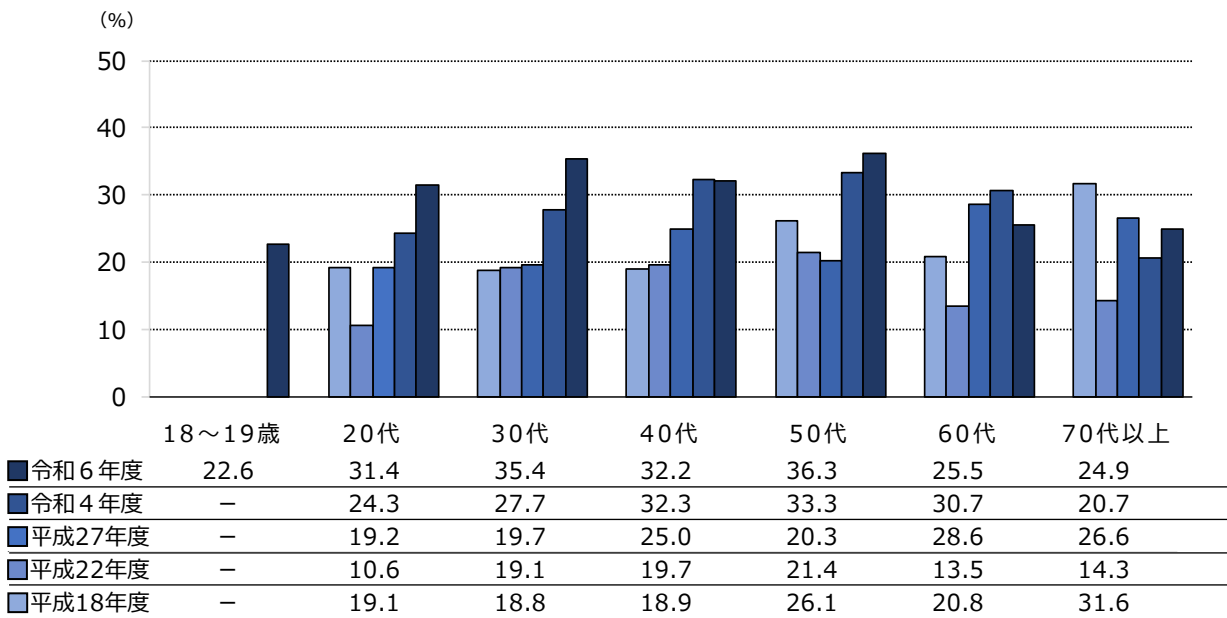
- 20代から50代の働く世代の実施率は40%程度であり、近年では、20代は横ばい、30代・40代は増加傾向、50代は減少傾向がみられます。
- また、60代・70代以上の実施率は、2024（令和6）年度は50%を超えており、特に70代は近年増加傾向が顕著となっています。



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2006 - 2024

（図表12）成人のスポーツ非実施率（年代別・時系列）

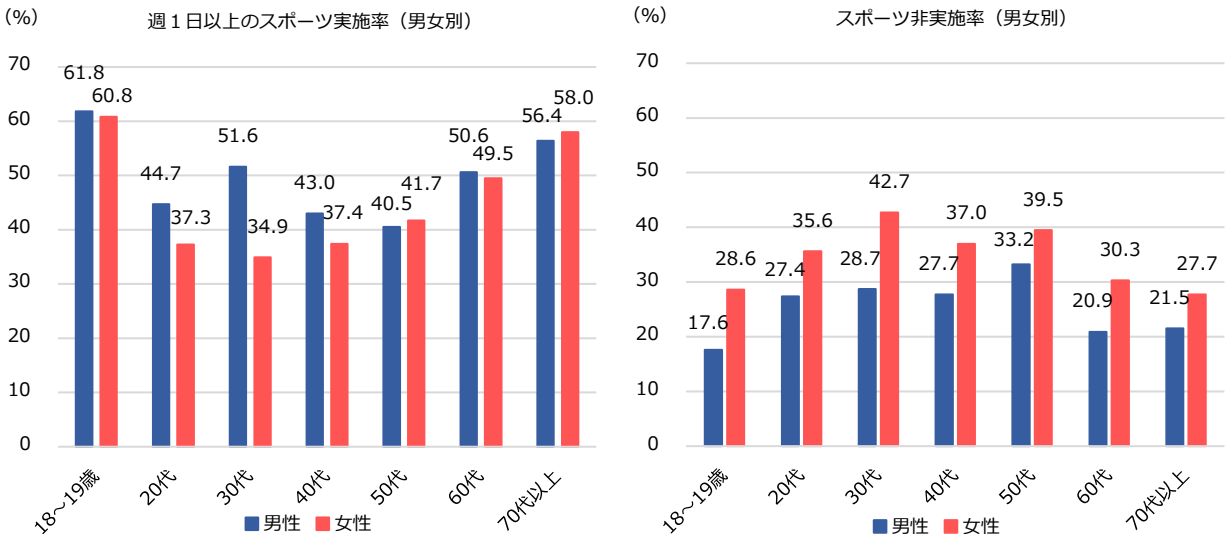
- 20代から50代の働く世代の非実施率は、2015（平成27）年はおおよそ5人に1人でしたが、2024（令和6）年にはおおよそ3人に1人となっており、増加が顕著となっています。
- 一方で、60代・70代以上は、2015（平成27）年から2024（令和6）年の間でやや減少傾向がみられ、20代から50代（おおよそ3人に1人）と、60代・70代以上（おおよそ4人に1人）とで非実施率の割合が逆転しました。



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2006 - 2024

（図表13）令和6年度成人のスポーツの実施状況（年代別・男女別）

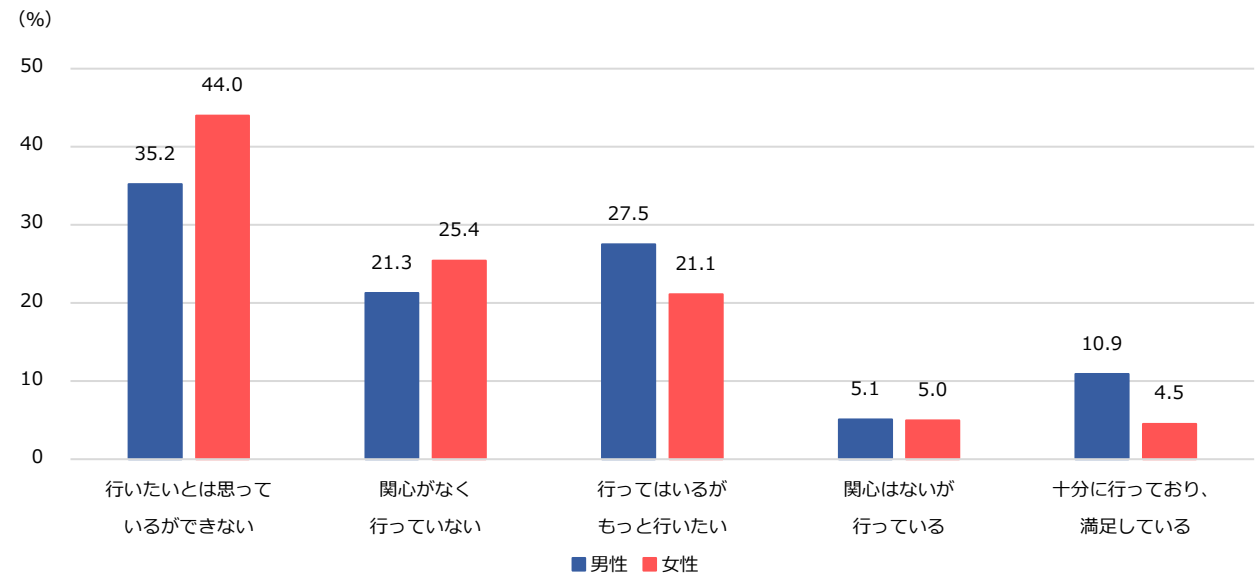
- 実施率は、男女ともに20代から50代がおおむね低くなっており、特に20代から40代の女性は、4割を下回っています。
- 一方で、非実施率は、男女ともに20代から50代が高くなっており、全世代で女性のほうが高くなっています。



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2024

(図表14) 20代から50代のスポーツに対する満足度（男女別）

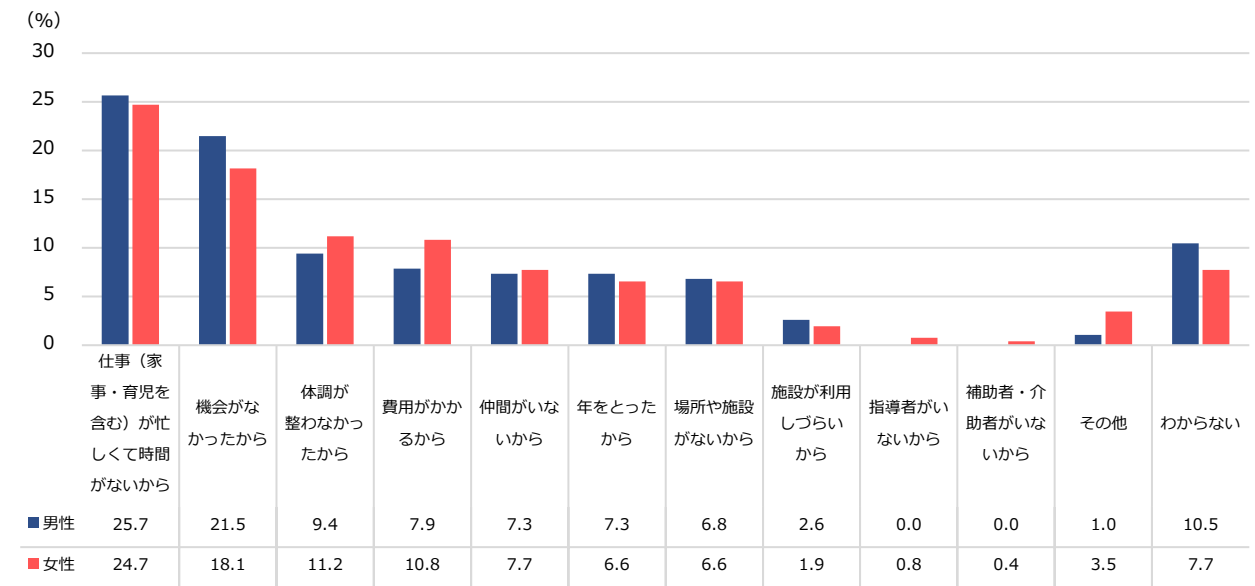
- 「行いたいとは思っているができない人」が、男性で約3人に1人（35.2%）、女性では半数近く（44.0%）となっています。
- また、「関心がなく行っていない人（無関心層）」は、男性で約5人に1人（21.3%）、女性で約4人に1人（25.4%）となっています。



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2024

(図表15) 「行いたいとは思っているができない」と回答した20代から50代がスポーツをしない理由（男女別）

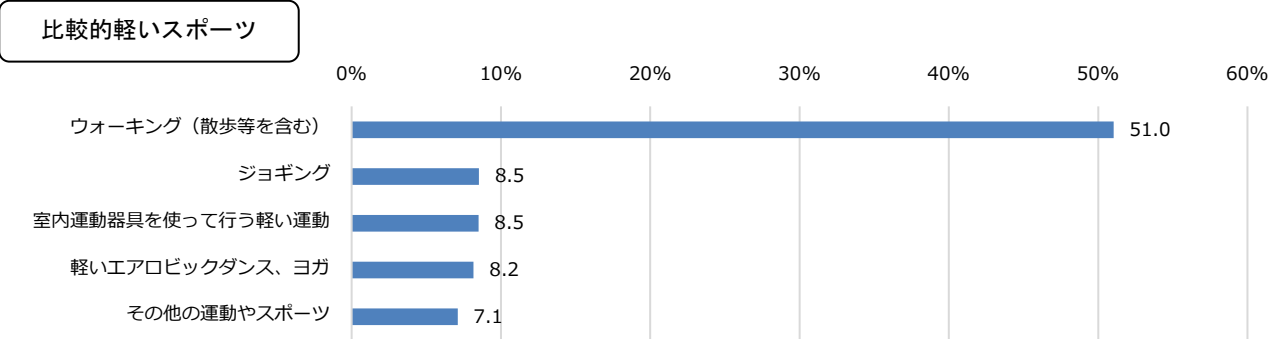
- 男女ともに、およそ4人に1人が「仕事が忙しくて時間がないから」と回答しています。
- また、「機会がなかったから」、「仲間がいないから」という、スポーツをするきっかけに関する理由についても、合計すると、およそ4人に1人が選択しています。



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2024

（図表16）1年間に行った運動・スポーツ種目【上位5種】

- 気軽に楽しんでいるスポーツや比較的軽い運動として行っているスポーツとしては、「ウォーキング（散歩等を含む）」（51.0%）が最も高く、次いで「ジョギング」、「室内運動器具を使って行う軽い運動」（いずれも8.5%）となりました。



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2024

成人のスポーツ実施率

県が実施する「県民の体力・スポーツに関する調査」において、1年間に1日当たり30分以上（合計して30分でも可）の運動・スポーツをどの程度行ったか尋ねた結果を集計したものです。

運動・スポーツには、体操、ダンス、レクリエーションとして行われる身体活動や、ウォーキング等の軽度のものも含んでいます。

なお、この調査は、2015（平成27）年度までは住民基本台帳から無作為に抽出した県内に居住する3,000人に対するアンケート方式、2022（令和4）年度からは民間事業者にモニター登録している県内に居住する3,000人に対するオンラインアンケート方式で実施しました。

(2) 子どものスポーツの状況

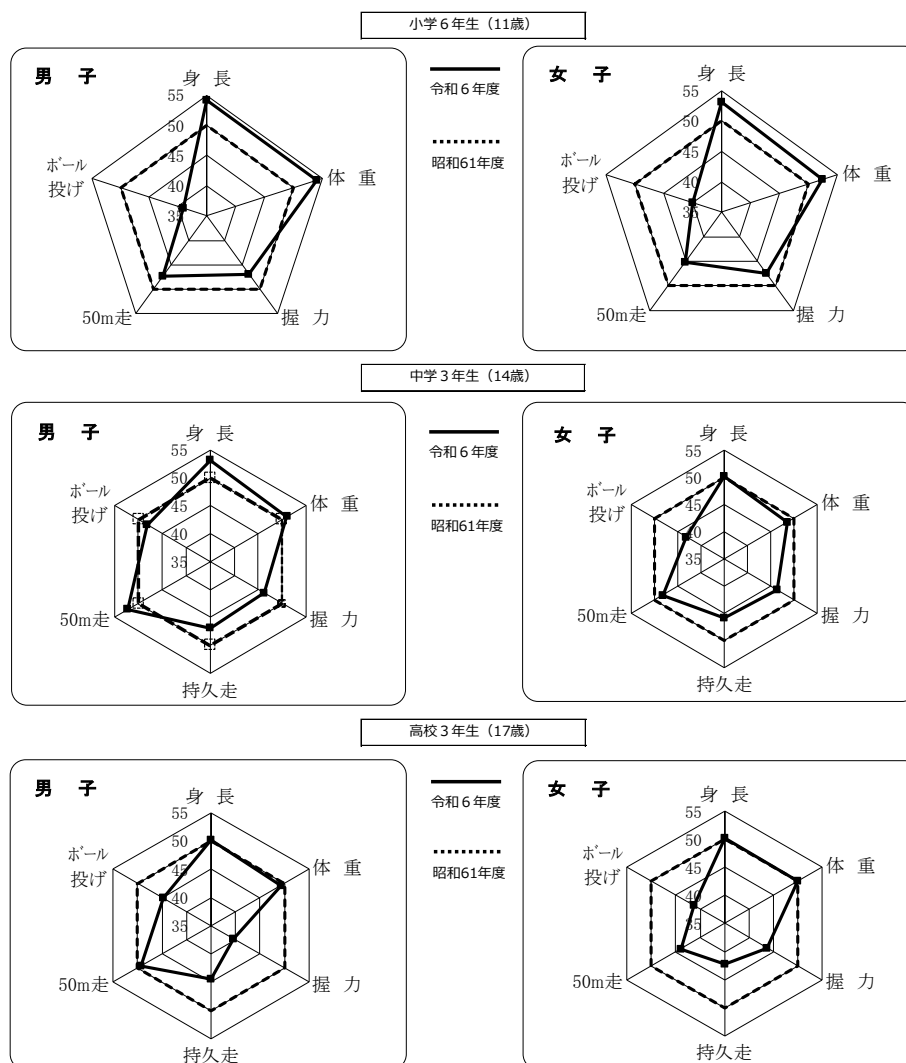
【まとめ】

- 子どもの週3日以上のスポーツ実施率は、2015（平成27）年度と比べ、やや減少傾向、非実施率はやや増加傾向です。
- 子どものスポーツの実施状況は、小学校・中学校・高校の各区分ごとに差が大きく、また、男女においても差が大きくなっています。

（図表17）令和6年度の児童・生徒の体格・体力・運動能力と昭和61年度（約38年前）との比較

※ 1986（昭和61）年度平均値を50として、2024（令和6）年度平均値の指数を割り出した。数値が大きいほど記録が良い。

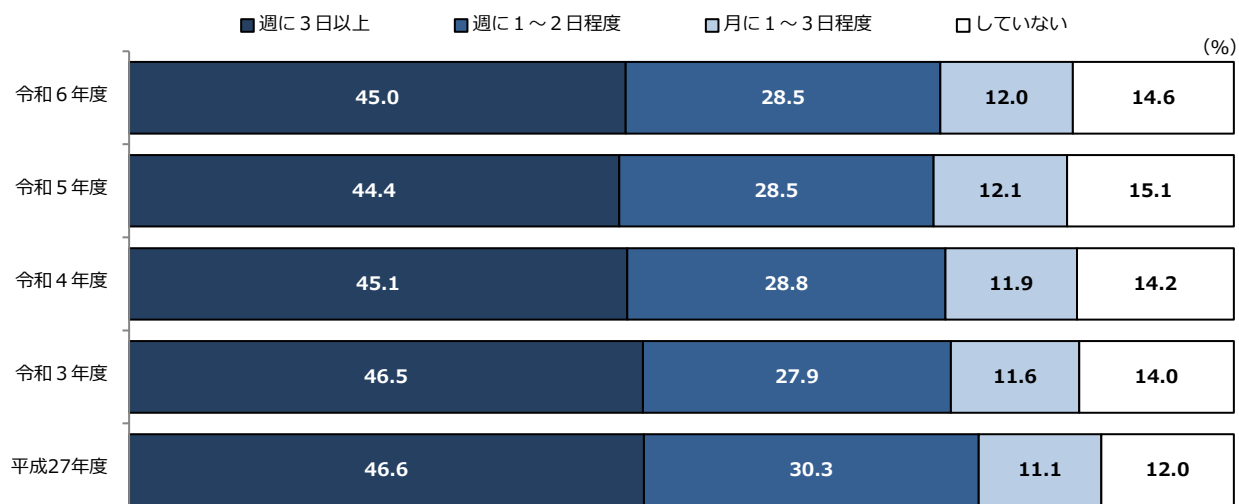
- 体格（身長・体重）は、1986（昭和61）年度と比べ、早期の成長傾向がみられる一方、第二性徴のピークを過ぎた高校3年生ではほぼ変わっていませんが、体力・運動能力は大きく低下しています。



出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査 | 2024

（図表18）子どものスポーツの実施状況（時系列） ※学校の体育の授業は除く

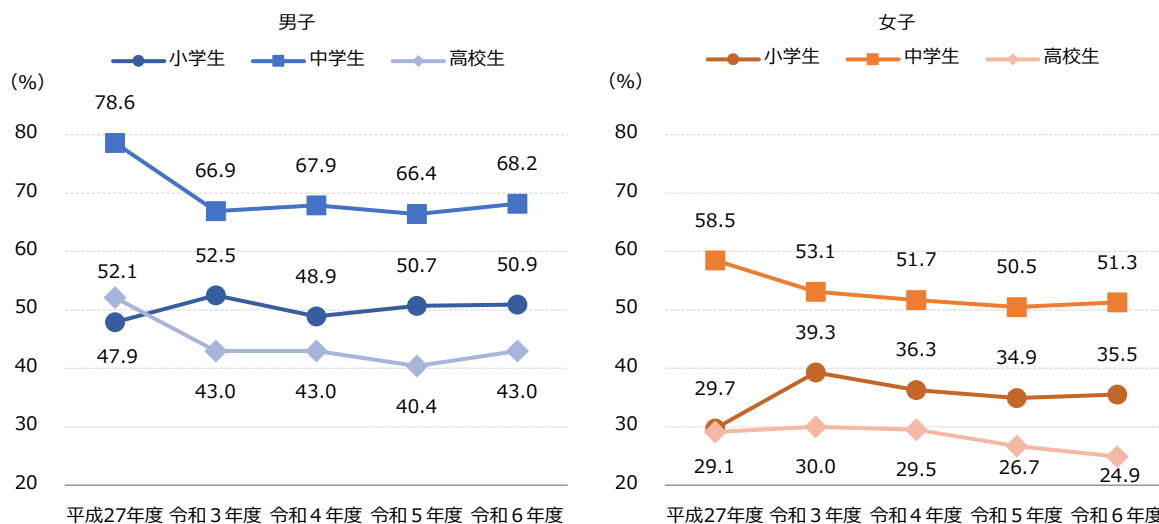
- 2024（令和6）年度の週3日以上の実施率は45.0%で、2015（平成27）年度と比べ、やや減少傾向です。
- 一方、2024（令和6）年度の非実施率は14.6%で、2015（平成27）年度と比べ、やや増加傾向です。



出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査 | 2015、2021-2024

（図表19）子どもの週3日以上スポーツ実施率（男女別・校種別・時系列） ※学校の体育の授業は除く

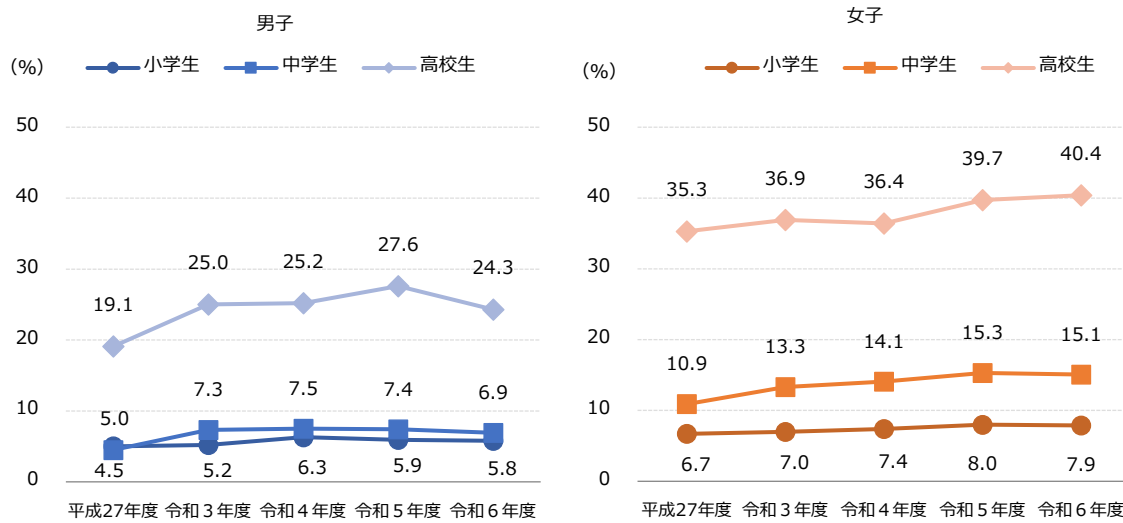
- 中学生男子は、第1期計画及び第2期計画の数値目標（55%）に達しています。
- 女子よりも男子のほうが、どの校種でもスポーツ実施率が高くなっています。



出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査 | 2015、2021-2024

（図表20）子どものスポーツ非実施率（男女別・校種別・時系列）

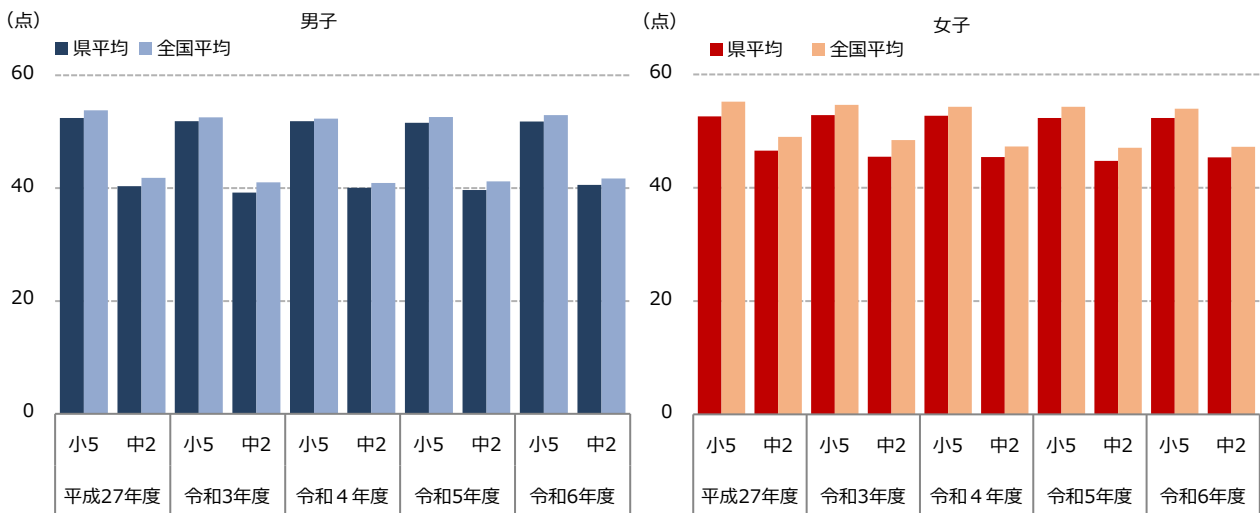
○ 年齢が上がるにつれ、非実施率が増加し、男子よりも女子の増加が顕著となっています。



出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査 | 2015、2021-2024

（図表21）全国体力・運動能力、運動習慣等調査平均点の全国との比較（男女別・校種別・時系列）

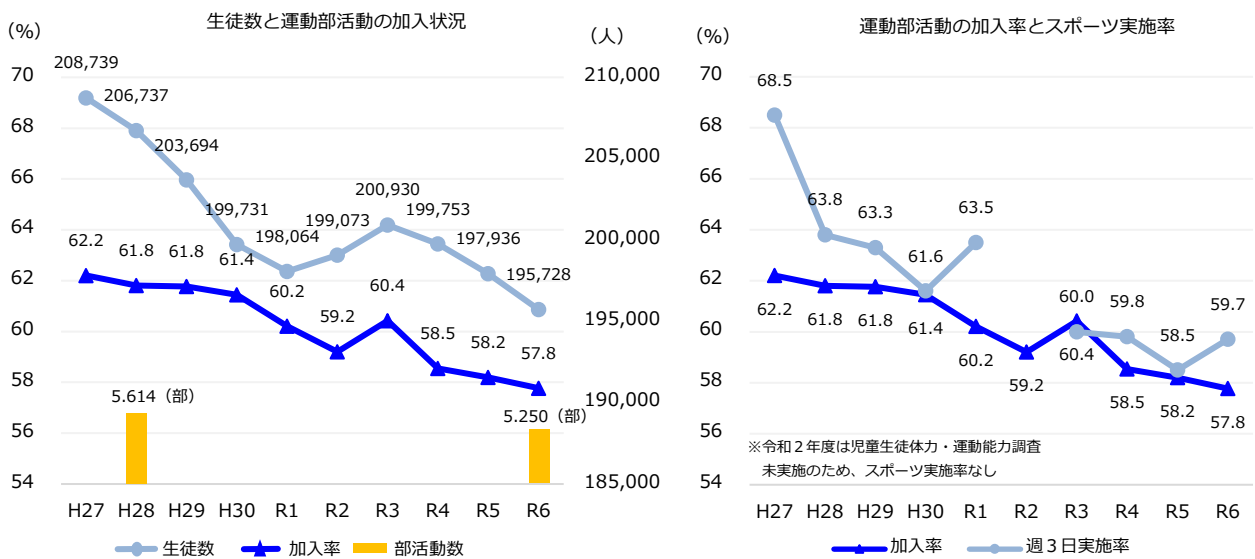
○ 本県の小学5年生、中学2年生の体力合計点の平均値は、全国平均と比較して、全ての年度において低くなっています。



出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査 | 2015、2021-2024

（図表22）生徒数と運動部活動の加入状況（公立中学校）

- 公立中学校の生徒数は、2015（平成27）年度と比べ減少しており、運動部活動数及び加入率も減少傾向にあります。



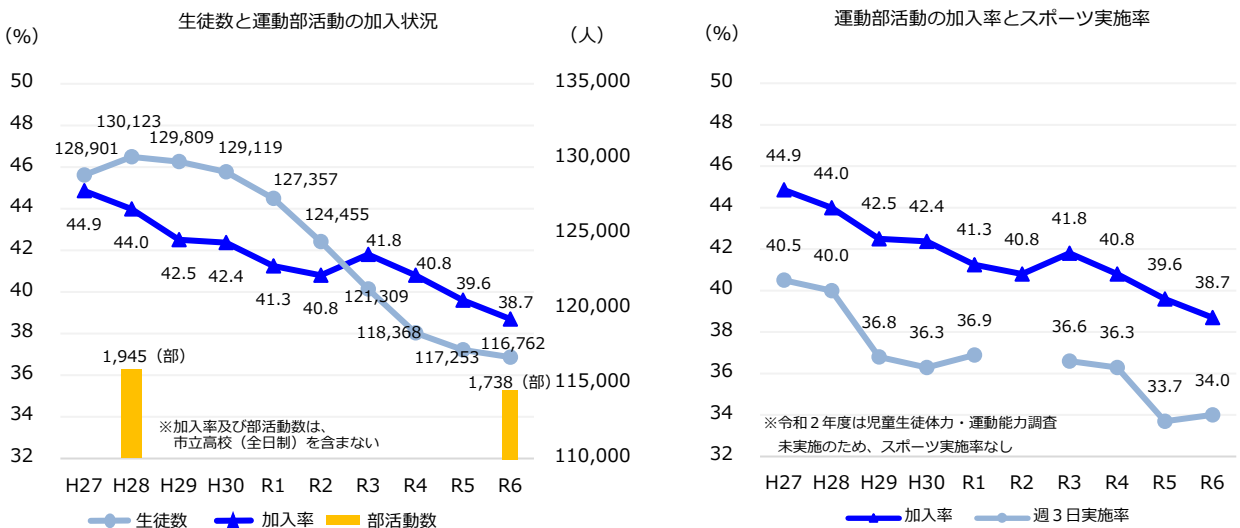
出典 | 神奈川県 | 学校統計要覧

出典 | 神奈川県中学校体育連盟 | 神奈川県公立中学校運動部活動調査

出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査

（図表23）生徒数と運動部活動の加入状況（公立高校） ※県立・市立高校（全日制）、中等教育学校（後期課程）

- 公立高校の生徒数は、2015（平成27）年度と比べ減少しており、運動部活動数及び加入率も減少傾向にあります。



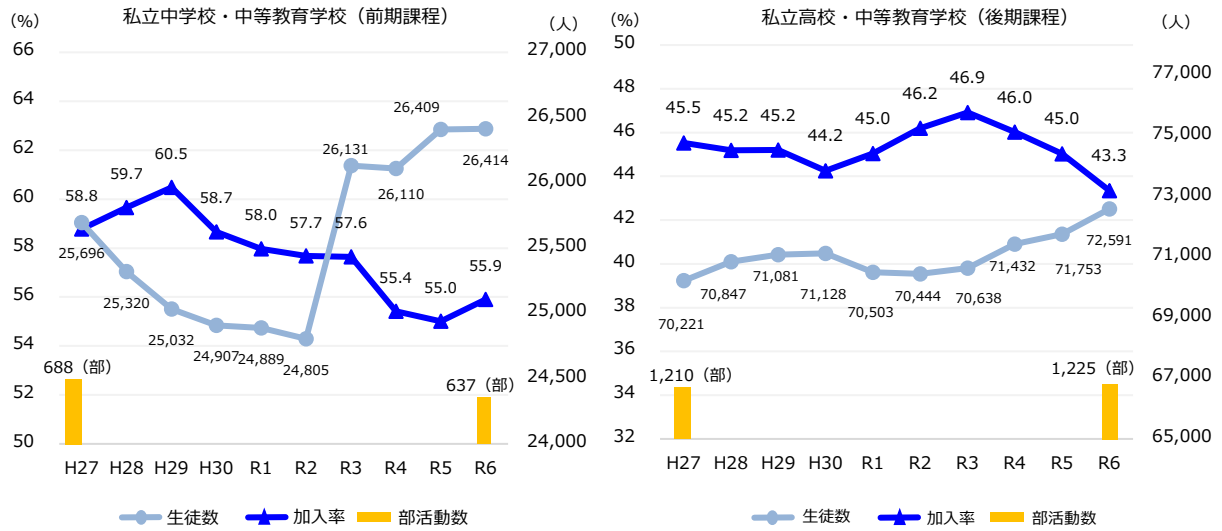
出典 | 神奈川県 | 学校統計要覧

出典 | 神奈川県 | 県立高等学校及び県立中等教育学校部活動基本調査

出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査

（図表24）生徒数と運動部活動の加入状況（私立中学校・高校）

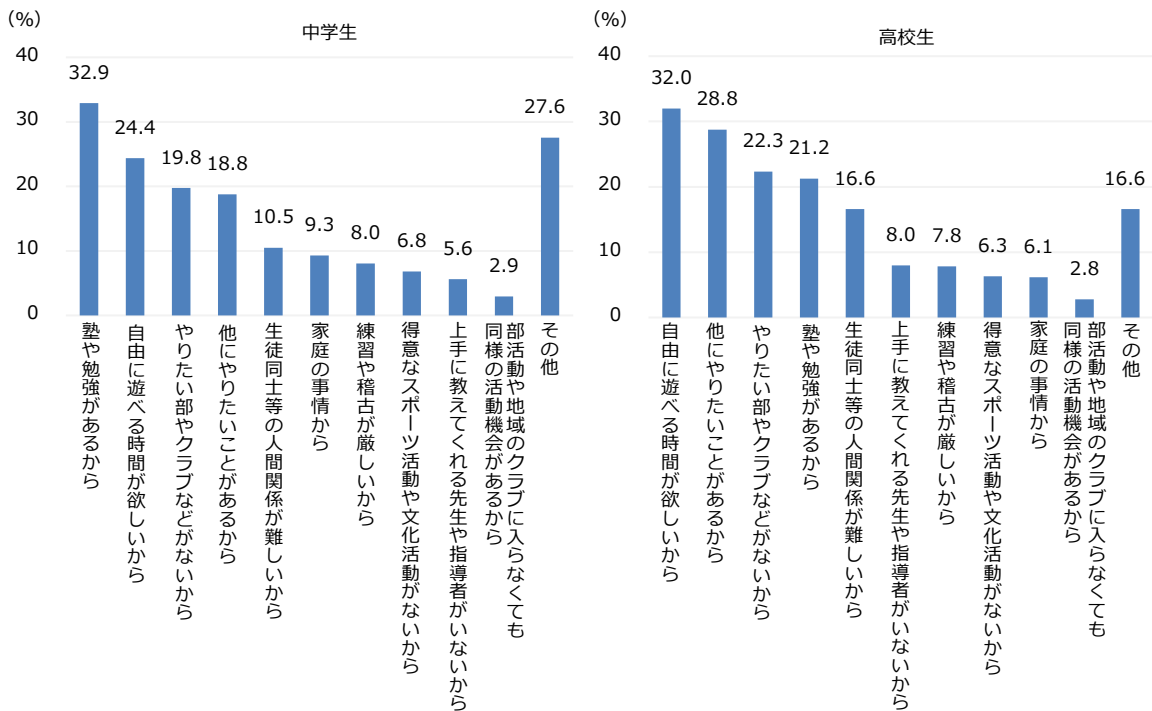
○ 私立中学・高校の生徒数は増加傾向ですが、運動部活動の加入率は減少傾向にあります。



出典 | 神奈川県 | 私立学校部活動状況調査

（図表25）運動・文化部活動に入らない理由（中学生・高校生）

○ 中学生、高校生ともに、「塾や勉強があるから」のほか、「自由に遊べる時間が欲しいから」、「やりたい部やクラブがないから」、「他にやりたいことがあるから」といった理由が多くなっています。



出典 | 神奈川県 | 中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査 | 2021

子どものスポーツ実施率

この計画において、「子ども」とは、乳幼児期から児童・青年期まで（0～18歳）としています。

子どものスポーツ実施率については、県教育委員会が毎年、県内の小・中・高等学校からおおよそ5万人を学校単位で無作為抽出し実施している「神奈川県児童生徒体力・運動能力調査」において運動・スポーツの実施状況を尋ねた結果を集計したものです。

なお、この調査の運動・スポーツの実施状況では、学校の体育の授業は除いています。

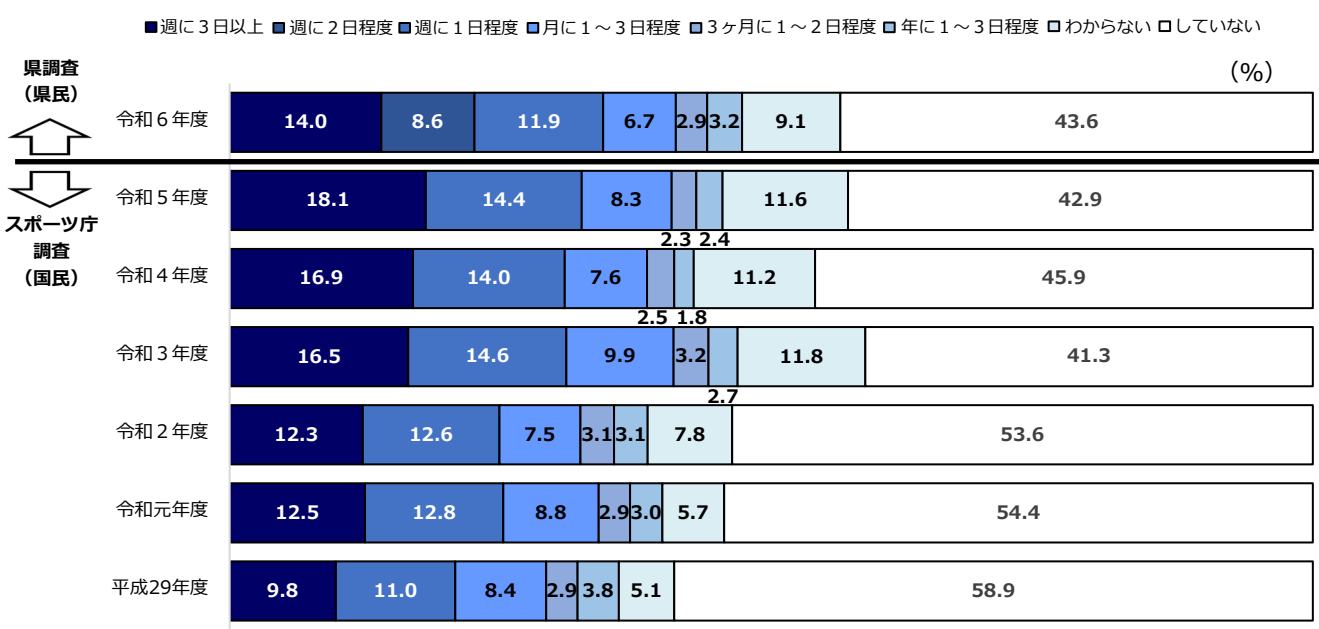
(3) 障がい者のスポーツの状況

【まとめ】

- 2024（令和6）年度の障がい者の週1日以上の実施率は34.5%で、2023（令和5）年度以前の全国の数値と比べると実施率は高くなっています。
- 成人・子どもと比べるとスポーツ実施率は低いものの、働く世代の40代・50代では、成人と大きく変わりません。
- しかしながら、円熟期を迎える60代以降では、成人のスポーツ実施率と差が出ていることから、引き続き、スポーツに親しむきっかけづくりが必要と考えられます。

（図表26）障がい者のスポーツの状況（時系列（参考））

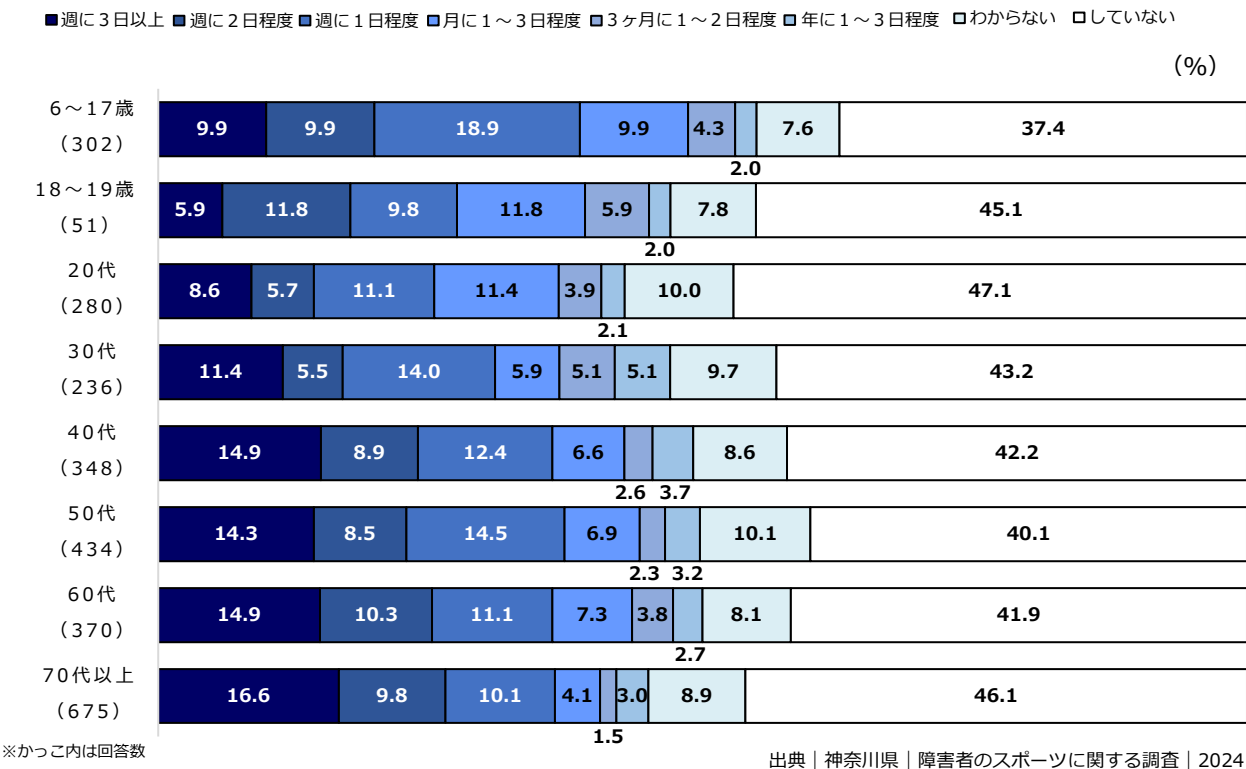
- 2024（令和6）年度の障がい者の週1日以上の実施率は、34.5%で、スポーツ庁のこれまでの調査による実施率より高くなっています。



出典 | 神奈川県 | 障害者のスポーツに関する調査 | 2024
 出典 | スポーツ庁 | 障害児・者のスポーツライフに関する調査研究 | 2021～2023
 出典 | スポーツ庁 | 障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究 | 2017～2020

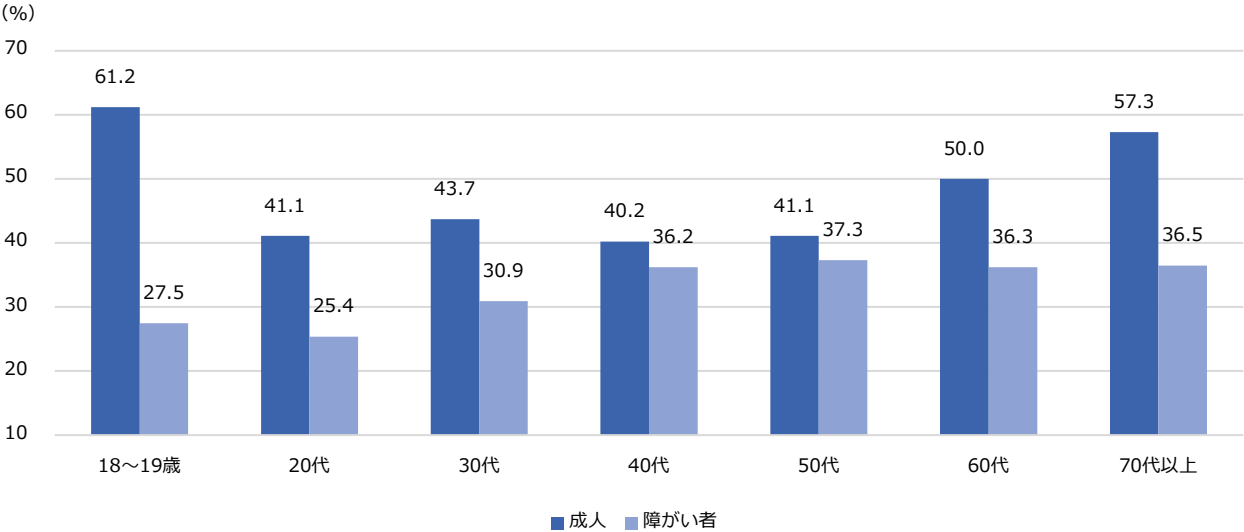
（図表27）令和6年度障がい者のスポーツ実施状況（年代別）

- 成人の週1日以上の実施率は、50代が37.3%と最も高く、20代が25.4%と最も低い状況です。
- 非実施率は、18歳以上の年代は全て4割を超えています。



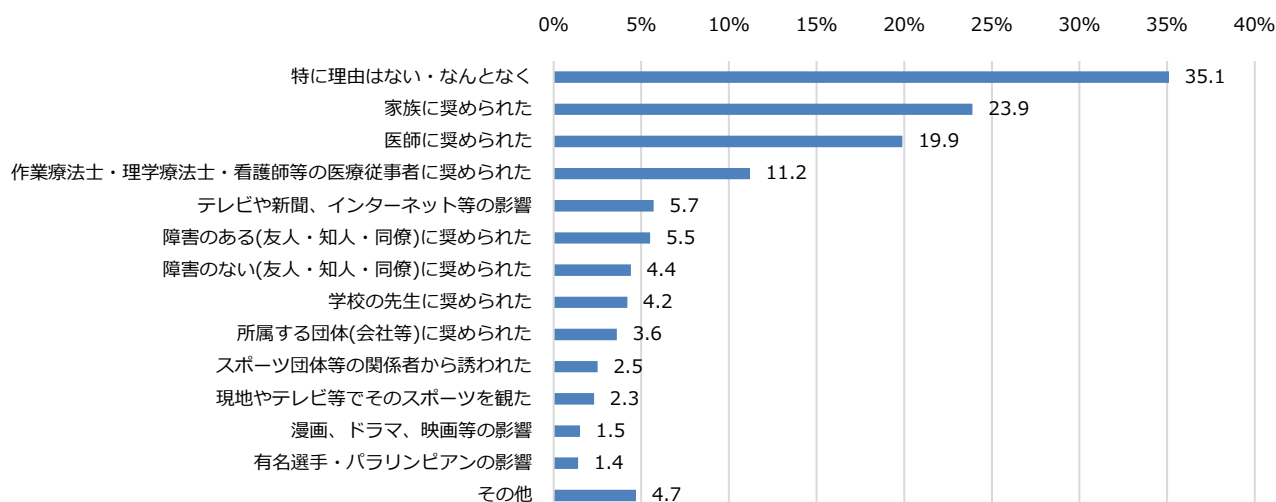
（図表28）令和6年度成人と障がい者の週1日以上の実施率の比較（年代別）

- 30代までは差があるものの、40代・50代では大きな差はありません。
- 一方、成人は、60代以降増加しますが、障がい者は、60代になっても横ばい傾向のため、差が大きくなっています。



（図表29）運動・スポーツを始めたきっかけ

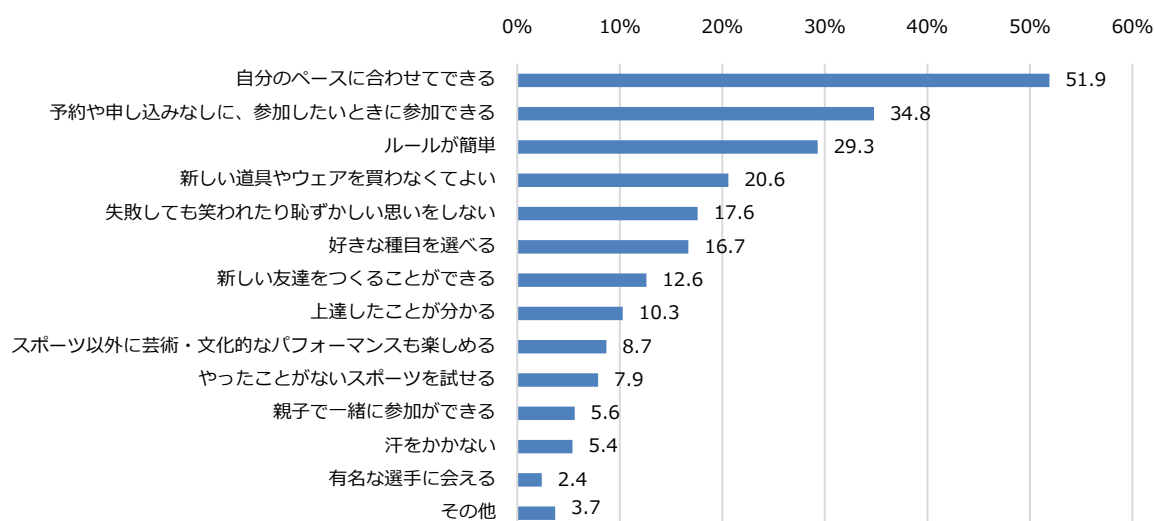
- 「特に理由はない・なんとなく」が35.1%と最も高く、「家族に奨められた」、「医師に奨められた」など、誰かに奨められたと回答した割合も多くなっています。



出典 | 神奈川県 | 障害者のスポーツに関する調査 | 2024

（図表30）参加したいと思う運動やスポーツ

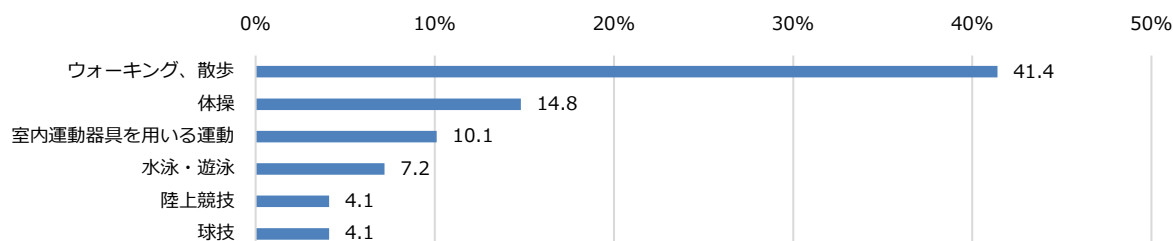
- 「自分のペースに合わせてできる」と回答した割合が51.9%と最も高くなっています。



出典 | 神奈川県 | 障害者のスポーツに関する調査 | 2024

（図表31）1年間に行った運動・スポーツ種目【上位5種】

- 「ウォーキング、散歩」と回答した割合が41.4%と最も高くなっています。



出典 | 神奈川県 | 障害者のスポーツに関する調査 | 2024

障がい者のスポーツ実施率

県が実施する「障害者のスポーツに関する調査」において、学校の体育の授業以外で、1年間にどのくらいの頻度で運動やスポーツを行ったか尋ねた結果を集計したものです。

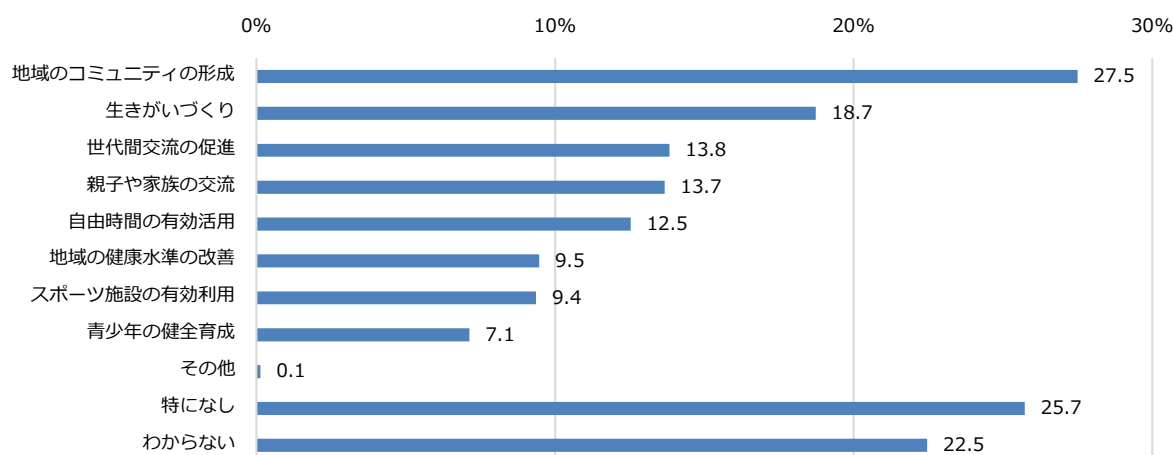
なお、この調査は、民間事業者にモニター登録している県内に居住する障がい者本人又は同居する家族に障がい者・児（6歳以上）がいる方2,696人に対するオンラインアンケート方式で実施しました。

(4) 地域スポーツの状況

【まとめ】

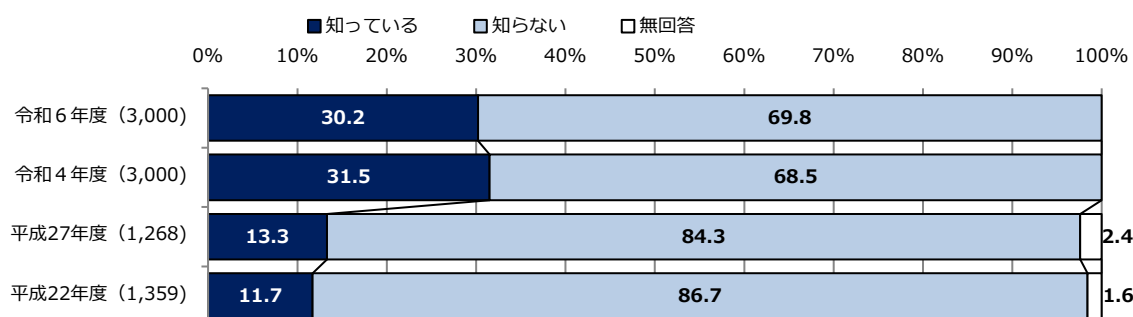
- 地域のスポーツ振興に期待する効果は、「地域のコミュニティの形成」、「生きがいづくり」、「世代間交流の促進」の順に多く、総合型地域スポーツクラブの認知状況は、2024（令和6）年度は30.2%で、2015（平成27）年度以前と比べると大きく増加しています。

（図表 32）地域のスポーツ振興に期待する効果



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2024

（図表33）総合型地域スポーツクラブの認知状況



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2010 - 2024

総合型地域スポーツクラブ

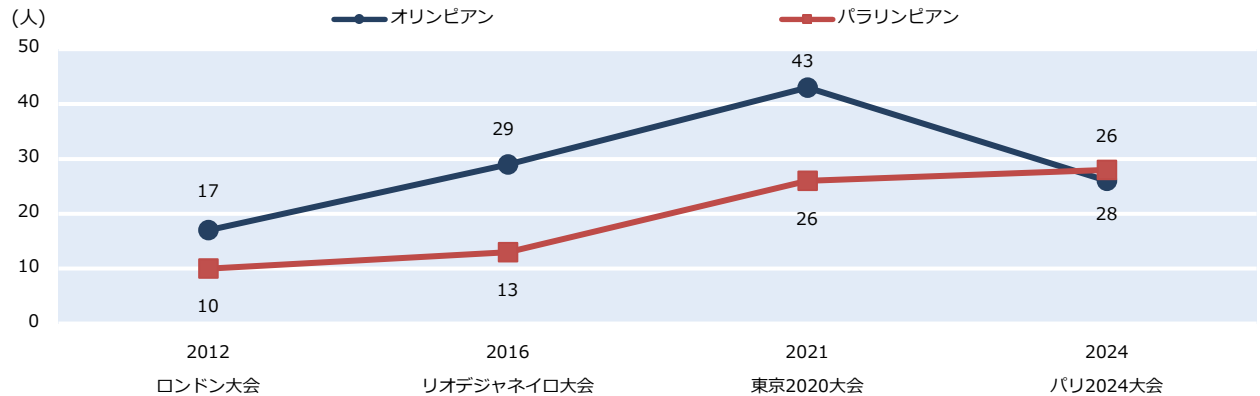
地域住民によって自主的・主体的に運営され、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）スポーツクラブのことをいいます。

(5) 競技スポーツの状況

【まとめ】

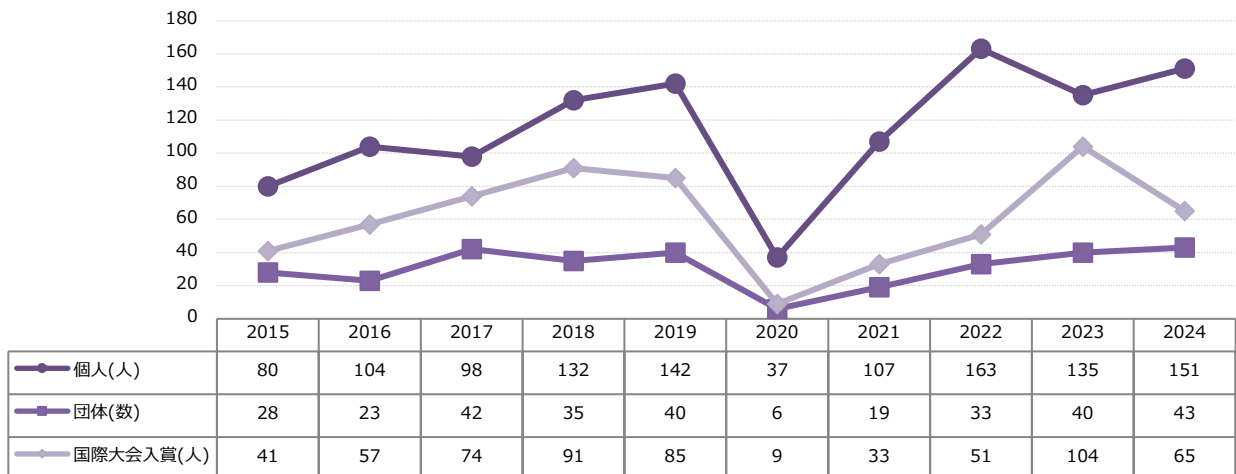
- オリンピック・パラリンピックなど、国内外の大会で多くのアスリートが活躍しています。

(図表34) 神奈川育ちのオリンピック・パラリンピアン



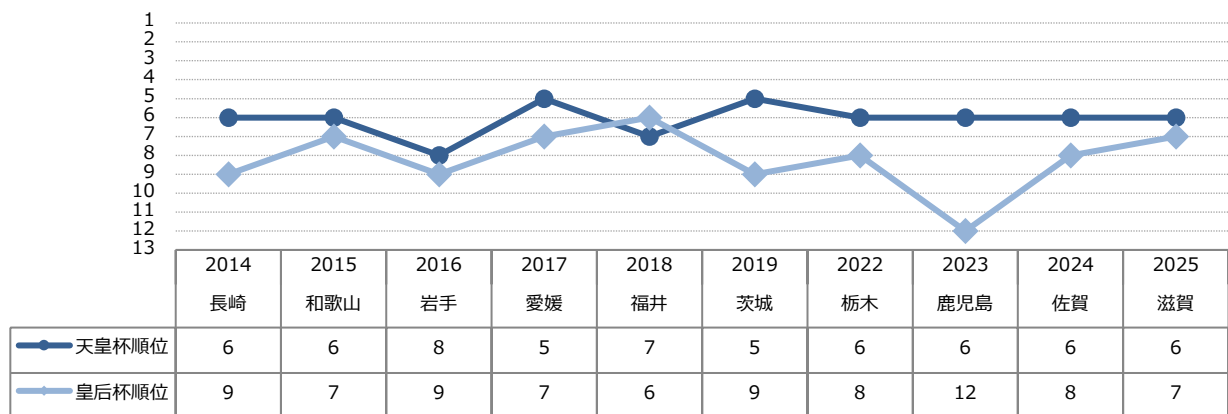
出典 | 神奈川県 | スポーツ課調査

(図表35) 全国大会優勝及び国際大会入賞数



出典 | 神奈川県 | スポーツ課調査

(図表 36) 国民スポーツ大会（旧国民体育大会）総合成績



出典 | 神奈川県 | スポーツ課調査

※2020、2021年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

Ⅶ 参考資料

1 用語解説・索引（50音順）

アーバンスポーツ

P.16、40、54

スケートボード、BMX、ブレイキンなど、身近な都市の中ででき、音楽やファッション等のカルチャー要素が加わったスポーツ。自分も、仲間も、初心者も、上級者も、みんなが同じフィールドで楽しみ、相手の繰り出す技に対してリスペクトするといったカルチャーが特徴的。

eスポーツ（イースポーツ）

P.45、46

一般社団法人日本eスポーツ協会（JESU）の定義によれば、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

ウェルビーイング

P.3、15

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

allかながわスポーツゲームズ市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会

P.59

スポーツを愛好する多くの県民に競技会の機会を設け、スポーツを通じて健康で明朗な心身の育成を図るとともに、各市町村相互の交流を図り、スポーツ水準の向上に資することを目的として、allかながわスポーツゲームズ実行委員会、県及び一般財団法人神奈川陸上競技協会主催により毎年開催される、中学生から社会人までの代表選手により市町村対抗形式で行われる駅伝大会。

神奈川県障害者スポーツサポーター

P.24、27、57

県内のパラスポーツイベントなどにおける、障がい者をサポートする人材の養成を目的とした「神奈川県障害者スポーツサポーター講習会」の受講者。

かながわシニアスポーツフェスタ

P.23、28、36

高齢者の社会参画や健康・生きがいづくりの支援のために、高齢者のスポーツ活動の成果を発表する機会や交流の場を提供することを目的として、県及び各競技団体主催により県内各地で毎年開催される、高齢者のスポーツ交流大会。2005（平成17）年に開催した第1回「ゆめかながわスポーツ健康シニアフェスタ」が前身。

スポーツを通じて、地域活性化や共生社会の実現等の社会的な課題を解決するため、市町村、スポーツ団体、企業等が情報を共有し、連携する場。

公立中学校の部活動の地域展開等に伴い、部活動に代わって地域で行われる活動（地域クラブ活動）の指導を希望する指導者と、地域クラブ活動を行う実施主体（市町村・学校・地域クラブ等）のマッチングを支援するプラットフォーム（人材バンク）。

条例第6条で規定している用語で、県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを行い、観覧し、及び支えることをいう。本県では、パラスポーツを「障害のある人がするスポーツ」という考え方から一歩進め、「すべての人が自分の運動機能を活かして同じように楽しみながらスポーツをする、観る、支えること＝『かながわパラスポーツ』」と捉えて取組を進める「かながわパラスポーツ推進宣言」を2015（平成27）年1月6日に行い、その後、2017（平成29）年3月に施行した条例において、かながわパラスポーツを上記のとおり定義した。こうした経緯から、障がい者が行うスポーツとしての「障がい者スポーツ（パラスポーツ）」と「かながわパラスポーツ」を書き分けている。

県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深めることを目的に、条例においてスポーツの日がある毎年10月を「県民スポーツ月間」として設定し、県民がスポーツに親しめるきっかけとなる県や市町村等の主催によるイベントを県内各地で開催している。

運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取組の総称で、英語のコグニション（認知）とエクササイズ（運動）を組み合わせた造語。

1946（昭和21）年の第1回大会を開催して以来、本大会と冬季大会に分けて毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会。都道府県対抗で行われ、男女総合成績第1位に天皇杯が、女子総合成績第1位には皇后杯が授与される。日本スポーツ協会、文部科学省、開催都道府県が共同で主催しており、2024（令和6）年に、名称が「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に変更となった。

3033（サンマルサンサン）運動

P.22、23、28

県民が運動やスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むことができるように、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化する取組。

事前キャンプ

P.28、57、58

オリンピック・パラリンピックやデフリンピック等の国際大会において、出場する各国・各地域の選手団が大会開催地において、大会前にコンディション調整や時差の解消、気候への順応等、様々な目的をもって行うトレーニング。事前キャンプを受け入れる地域にとっては、トップアスリートとの交流や練習風景を間近でみることができ、スポーツへの関心を高める効果も期待できる。

スポーツ医・科学

P.24、52、84

競技団体が行う強化活動に対するパフォーマンスの向上や、スポーツに取り組む者の心身の安全・安心の確保を図るために役立てられる医学、歯学、生理学、心理学、力学その他のスポーツに関する諸科学。

スポーツ・インテグリティ

P.15、24、48

クリーンでフェアなスポーツの推進に必要な、スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、誹謗中傷、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

スポーツ推進委員

P.49、93

スポーツ基本法に基づき、市町村の教育委員会（特定地方公共団体（※）にあっては、その長）が、スポーツの推進に係る体制の整備を図るために委嘱する者。住民に対するスポーツの指導、助言のほか、小学校の運動会や市町村の体育大会等の運営役員など、住民の身近な立場からスポーツ振興施策を推進している。

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところにより、スポーツ（学校における体育に関することを除く。）に関する職務権限を有する地方公共団体。

スポーツツーリズム

P.8、16、53、54、55

アクティビティやスポーツ観戦等のスポーツ資源と旅行・観光を意味するツーリズムを融合したもので、スポーツを「みる」「する」ための旅行そのものや、それに周辺地域観光を伴うもの、さらに、スポーツを「ささえる」人々との交流などを含めた旅行スタイル。

全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）

P.6、28、44

厚生省（現：厚生労働省）創立50周年を記念して1988（昭和63）年に開始されて以来、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生労働省、開催都道府県（政令指定都市）及び一般財団法人長寿社会開発センター主催、スポーツ庁共催により毎年開催されている、高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典。

全国障害者スポーツ大会

P.51、52、91、92、93

1964（昭和39）年に開催された東京パラリンピックをきっかけに、その翌年から始まった大会で、障がい者がスポーツ大会に参加し、スポーツを楽しむことはもちろん、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を推進させることを目的に、日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催都道府県が共同で主催し、毎年、国民スポーツ大会の後、同じ開催地で行われている。2025（令和7）年9月のスポーツ基本法の改正に伴い、2031（令和13）年に奈良県で開催される大会から「全国パラスポーツ大会」に名称変更される。

※大会名は、スポーツ基本法で定められている用語であり、「害」は漢字表記となります。

総合型地域スポーツクラブ

P.20、21、24、28、38、40、48、49、75

文部科学省において1995（平成7）年度から育成が開始され、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるタイプのスポーツクラブで、地域住民によって自主的・主体的に運営され、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）スポーツクラブ。

デフリンピック

P.42、57、81、87

1924（大正13）年の夏にフランスで初めて開催され、オリンピック・パラリンピックと同じように4年に1度、国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）主催により夏季大会と冬季大会が2年ごとに交互に開催される、「きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック」。「デフ（Deaf）」とは、英語で「耳が聞こえない」という意味で、競技ルールはオリンピックと同じルールであるが、聞こえない選手のための視覚的保障がなされていることが特徴。

部活動の地域展開

P.36、40

生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。国は、従来は「地域移行」という言葉を用いていたが、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、2026年（令和8）年度からの改革実行期間では、「地域展開」に名称を変更した。

多様なスポーツ活動の例として、子どもたちが複数のスポーツを同時期に行うことを意味する言葉で、その考え方が近年注目されている。身体機能の向上やケガの防止だけでなく、複数のコミュニティに所属することを通じて、子どもたち自身の社会性や協調性等を育む機会の増加にもつながるなど、教育的意義も大きいとされている。

心身の状態を健康と病気の二分論の概念でとらえるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念。「未病改善」については、「食・運動・社会参加」の3つの取組を柱とし、スポーツを通じた健康増進を推進している。

オリンピック・パラリンピック等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵。

休息や気晴らし等を目的として、余暇を利用しながら自発的に行う「レクリエーション」のうち、「スポーツ」を手段としたもの。県では、多くの県民に、楽しい生涯スポーツとして健康増進に役立ていただくために、NPO法人神奈川県レクリエーション協会と連携して、レクリエーション教室等を開催している。



東京2025デフリンピック観戦・応援バスツアー

2 計画の改定経過

			神奈川県 スポーツ推進審議会	神奈川県議会	神奈川県 教育委員会	市町村	県民意見募集
令和6 年度	12月	諮問	第27回審議会 (諮問)				
	1月	改定 骨子案					
	2月						
	3月		第28回審議会 (骨子案)				
令和7 年度	4月	改定 骨子案					
	5月						
	6月			6月～7月 第2回定例会 (骨子案)			
	7月	改定 素案					
	8月						
	9月		第29回審議会 (素案)	9月～10月 第3回定例会 (素案)			
	10月					10月～11月 市町村意見照会	10月～11月 県民意見募集 (パブリック・コメント)
	11月	改定 素案					
	12月						
	1月						
	2月	改定 案	第30回審議会 (案)	2月～3月 第1回定例会 (案)	3月 教育委員会※ (案)		3月 県民意見 結果の公表
	3月		答申				
		答申					
令和8年3月 第2期神奈川県スポーツ推進計画策定							

※ スポーツ基本法第十条第三項の規定に基づく教育委員会意見聴取

3 神奈川県スポーツ推進条例（平成 29 年神奈川県条例第 3 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）スポーツ 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動（レクリエーションとして行われる身体活動、ウォーキングその他の軽度の身体活動を含む。）をいう。

（2）スポーツ団体 スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 スポーツは、県民の誰もが生涯にわたり自主的かつ自律的にその適性、運動機能及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨とし、県民がその関心、目的等に応じ、スポーツを観覧し、及び支えることができるよう配慮をしつつ、推進されなければならない。

2 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが心身の成長の過程にある子どもにとって生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるよう、市町村、学校等と連携し、講ぜられなければならない。

3 スポーツの推進に関する施策は、県民が地域において主体的に協働することで身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流及び地域間の交流が促進されるよう講ぜられなければならない。

4 スポーツの推進に関する施策は、スポーツを行う者の安全の確保が図られるよう講ぜられなければならない。

5 スポーツの推進に関する施策は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた適切な配慮の下に、講ぜられなければならない。

6 スポーツの推進に関する施策は、県内のスポーツ選手の競技力の向上が効果的に図られるよう講ぜられなければならない。

7 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが県民の誰もがともに生きる社会の実現に資するものであるとの認識の下に、講ぜられなければならない。

8 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）に資するものであるとの認識の下に、講ぜられなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、地域におけるスポーツの推進に関して、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村相互の連携を支援するものとする。

3 県は、県民、学校、スポーツ団体及び事業者と連携し、及び協働することにより、スポーツの推進に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

（推進計画）

第 5 条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の実情及び特色を踏まえたスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) スポーツの推進に関する施策の長期的な目標

(2) スポーツの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ神奈川県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(かながわパラスポーツの普及)

第6条 県は、かながわパラスポーツ（県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを行い、観覧し、及び支えることをいう。以下同じ。）に関する行事の実施その他かながわパラスポーツの普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

(子どものスポーツの推進)

第7条 県は、自立心、向上心及び他者を尊重し協同する精神の涵（かん）養、公正さ及び規律を尊ぶ態度の育成その他の子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、市町村、学校、スポーツ団体、家庭及び地域社会と連携し、学校における体育及び運動部活動等の充実に向けた教員等の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の子どものスポーツの推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(地域におけるスポーツの推進)

第8条 県は、県民が地域において身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブ（住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。）及び地域におけるスポーツを支える人材の育成、スポーツの場の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自然環境を活用したスポーツの推進)

第9条 県は、神奈川の手、山、川、湖等の豊かな自然環境の保全に留意しつつ、これを活用したスポーツを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(安心してスポーツができる環境の整備)

第10条 県は、県民が安心してスポーツを行うことができるよう、スポーツにおける暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を防止し、並びにスポーツ事故その他スポーツによって生ずる外傷、障害等の防止及び軽減を図ることとし、スポーツの指導者等の研修の実施、スポーツにおける安全の確保に関する知識及びスポーツ医科学（医学、歯学、生理学、心理学、力学その他のスポーツに関する諸科学をいう。以下同じ。）の知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者のスポーツの推進)

第11条 県は、市町村、スポーツ団体等と協力し、障害者がスポーツに参加する機会の提供、障害者のスポーツを支える人材の育成、障害者のスポーツについての理解の促進その他の障害者のスポーツの推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(競技力の向上)

第12条 県は、県内のスポーツ選手がスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ選手、スポーツの指導者及びスポーツ団体の計画的な育成、スポーツ医科学の活用推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(拠点施設の整備等)

第13条 県は、県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるようにするとともに、障害者のスポーツの推進及び競技力の向上を図るため、拠点となるスポーツ施設の整備及び管理、運用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民スポーツ月間)

第 14 条 県は、県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深めることを目的として、県民スポーツ月間を設ける。

2 県民スポーツ月間は、10 月とする。

3 県は、県民スポーツ月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施し、県民による主体的な取組を促進するよう努めるものとする。

(顕彰)

第 15 条 県は、スポーツで優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(調査研究及び情報提供)

第 16 条 県は、スポーツに関する調査研究を行うとともに、広く県民に対する情報提供を行うものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に定められる推進計画については、第 5 条第 3 項の規定により神奈川県スポーツ推進審議会の意見を聴いたものとみなす。

3 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）

※令和7年9月1日改正施行

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。

- 3 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五条 削除

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用)

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

- 3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用を努めるものとする。

(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

（高等学校の生徒のスポーツの推進）

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（大学におけるスポーツの推進等）

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保）

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（スポーツの日の行事）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実）

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実を図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された

選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要となる特別な措置を講ずるものとする。

2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。第二十九条の五第一項において同じ。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹（ひ）謗（ぼう）中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止

に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等）

第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

（スポーツの振興のために必要な資金等）

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

- 2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。
- 3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

附 則 （略）



神奈川県

文化スポーツ観光局スポーツ課 企画グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 電話(045)285-0798 (直通) FAX(045)662-5557